

岩手県森林病虫害被害対策推進協議会

日時：令和8年1月28日（水） 13:30～15:30

場所：岩手県水産会館 5階 大会議室

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) 松くい虫被害対策について

ア 報告

① 岩手県の松くい虫被害の現状と対策について 【資料1】

② 松くい虫被害地域の指定に係る検討状況について 【資料2】

イ 協議

① 高度公益機能森林等の区域の変更(案)について 【資料3】

② 令和8年度特別防除等計画(案)について 【資料4】

③ 令和8年度松くい虫被害対策実施方針(案)について 【資料5】

(2) ナラ枯れ被害対策について

ア 報告

岩手県のナラ枯れ被害の現状と対策について 【資料6】

イ 協議

令和8年度ナラ枯れ被害対策実施方針(案)について 【資料7】

(3) その他

4 閉 会

岩手県森林病虫害被害対策推進協議会出席者名簿

令和8年1月28日（水） 岩手県水産会館

所 属	職 名	氏 名	備 考	協議会役職
盛岡森林管理署	署長	山口 孝	(代理) 盛岡森林管理署 次長 宍戸 昭吾	
環境省東北地方環境事務所	国立公園課長	櫻庭 佑輔		
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所東北支所	研究専門員	中村 克典		
北上川上流流域森林・林業活性化センター	構成員（盛岡市長）	内館 茂	(代理) 盛岡市農林部林政課 課長 宮野 健一	
一関地方農林業振興協議会	会長（一関市長）	佐藤 善仁	(代理) 一関市農林部林政推進課 課長 中館 千里	
気仙地方林業振興協議会	会長（住田町長）	神田 謙一	(代理) 住田町林政課 課長 佐々木 暁文	
岩手県森林組合連合会	代表理事専務	澤口 良喜		副会長
岩手県木材産業協同組合	専務理事	伊藤 節夫		
ノースジャパン素材流通協同組合	参与兼経営企画管理部長	一条 克也		
岩手県山林種苗協同組合	理事長	大森 茂男		
岩手県チップ協同組合	理事長	瀬川 清一郎		
一般社団法人岩手県木炭協会	常務理事	和嶋 憲男		
岩手県農業協同組合中央会	参事	羽柴 郁夫		
岩手県内水面漁業協同組合連合会	調整担当	五日市 周三		
岩手県養蜂組合	組合長理事	土屋 勲	(代理) 副組合長 畠山 達也	
盛岡広域森林組合	代表理事組合長	鷹木 嘉孝		
岩手県しいたけ産業推進協議会	会長	尾前 孝一	(代理) 事務局員 林業振興課 主任主査 松田 悟	
日本野鳥の会 もりおか	代表	佐賀 耕太郎		
岩手県環境生活部	自然保護課総括課長	引屋敷 努		
岩手県農林水産部	林務担当技監	砂子田 博		会長

事務局

所 属	職	氏 名
岩手県農林水産部	総括課長	高芝 俊雄
森林整備課	整備課長	成松 美樹
	主任主査	松岡 幸子
	主任	佐島 慧

岩手県森林病虫害被害対策推進協議会 座席表

議長
(岩手県農林水産部 林務担当技監)



盛岡森林管理署

環境省東北地方
環境事務所

森林総合研究所
東北支所

北上川上流域森林・
林業活性化センター

一関地方農林業
振興協議会

気仙地方林業
振興協議会

岩手県森林組合
連合会

岩手県木材産業
協同組合

ノースジャパン
素材流通協同組合

岩手県山林種苗協
同組合

岩手県チップ
協同組合

一般社団法人
岩手県木炭協会

岩手県農業協同
組合中央会

岩手県内水面漁業
協同組合連合会

岩手県養蜂組合

盛岡広域森林組合

岩手県しいたけ
産業推進協議会

日本野鳥の会
もりおか

岩手県環境生活部
自然保護課

(岩手県農林水産部)

報道席

傍聴席

事務局

事務局・林技セ

振興局

振興局

出入口

出入口

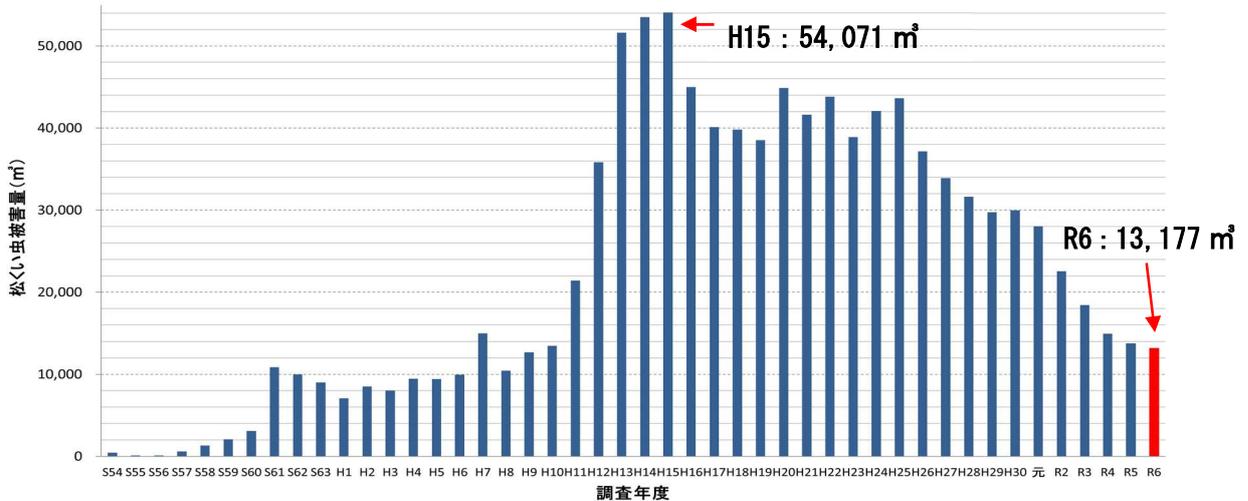
受付

岩手県の松くい虫被害の現状と対策

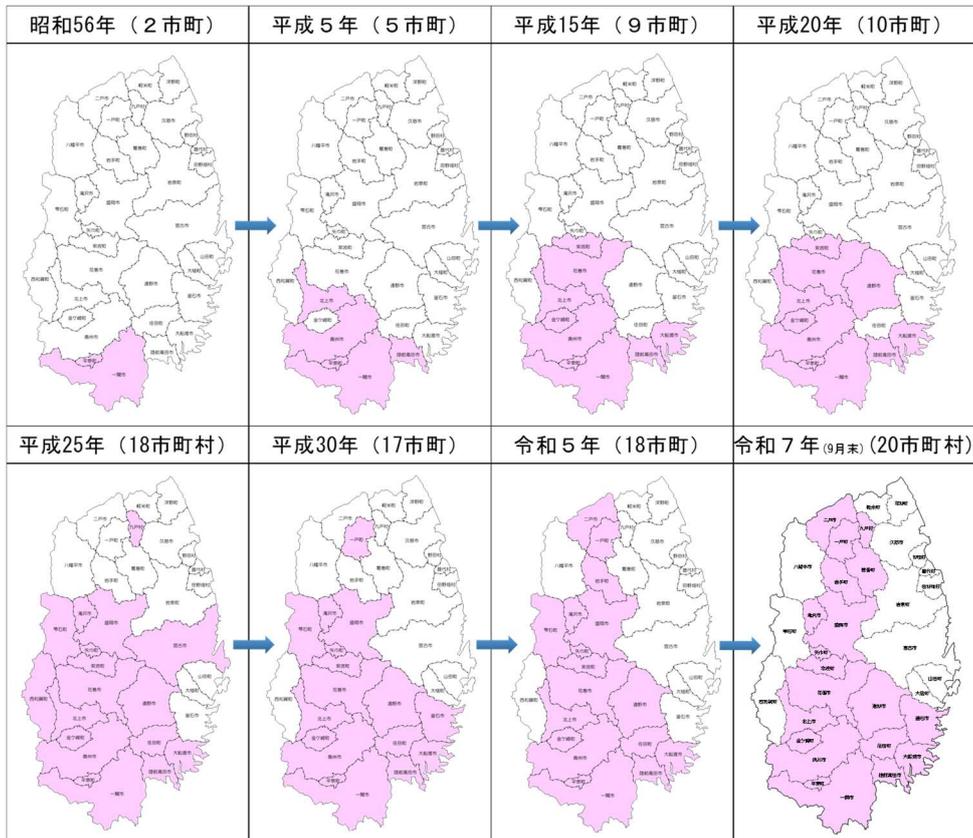
1 岩手県の松くい虫被害の現状

- (1) 令和6年度の県内民有林の松くい虫被害量は、13,177 m³となり、前年度から4%減少。
- (2) 令和7年9月末時点の県内民有林の松くい虫被害量は9,525 m³となり、前年同期に比べ1%増加。
- (3) 全県の被害量は令和元年度以降、減少傾向で推移しているが、令和7年度は九戸村（平成25年以来2回目）、葛巻町（昭和54年以来2回目）、釜石市（平成30年以来3回目）で被害が確認され、9月末時点の被害発生市町村数は、前年の18市町から20市町村に増加。

【岩手県民有林の松くい虫被害量の推移】



【岩手県の松くい虫被害発生市町村の推移】



※ 市町村数は令和7年度の区分による

2 課題

- (1) 被害地域の先端である盛岡市より北側の岩手町、一戸町、二戸市においても被害が継続的に発生しており、同地域でのまん延や、周辺地域への被害拡大が懸念されるため、監視体制の強化と徹底駆除が必要。
- (2) 被害まん延地域では、松林の樹種転換や薬剤散布等による重要松林の保全が必要。
- (3) 気象災害等による松の折損木等は新たな感染源となるため、速やかな除去が必要。
- (4) 枯死経過木（枯死してから長期間経過した立木）は、倒木による人身被害や施設損壊や森林環境等への影響が懸念されるため、除去が必要。

3 令和7年度の対応状況

(1) 被害先端地域等での取組

- ア ヘリやドローンによる被害木の航空調査、や松くい虫等防除監視員（23名）による地上調査、松くい虫被害防除監視帯の設置及び被害木の発生予察調査・移動監視等により、被害先端地域及び重要松林を中心とした被害木の早期発見を推進。（県防災ヘリによる航空調査：8月に3回、9月に1回）
- イ 国庫・県単補助事業予算を被害先端地域等の市町村に優先配分するほか、国・県委託事業の実施による松くい虫の徹底駆除を促進。
- ウ 岩手町については、令和6年3月に区域を拡大した松くい虫被害防除監視帯における被害木の早期発見と徹底駆除を促進。
- エ 一戸町については、被害木の徹底駆除を行うとともに、関係事業者に対して、被害拡大防止の取組への協力を要請。（7月15日 説明会を開催）
- オ 二戸市については、被害木の徹底駆除に向け、航空調査や地上調査による監視を強化し、新たな被害木が確認された場合は速やかな徹底駆除を促進。（10月～ドローンによる松くい虫被害木航空調査委託事業）
- カ 岩手県内での松くい虫防除を適切に実施するため、岩手県松くい虫等防除技術講習会を開催し、松くい虫被害対策に係る専門的な知識や技術を有する者を養成。（新規講習会9月16、17日 更新講習会11月14日）
- キ 「北東北3県森林病虫害等業務連絡会議」において、東北森林管理局と北東北3県の防除対策の連携を促進。（秋田県開催予定）
- ク 「青森・岩手県境松くい虫等被害対策連絡会」において、県境付近の飛び火的被害への対策について連携を促進。（青森県開催予定）

(2) 被害まん延地域での取組

- ア いわての森林づくり県民税を活用した「いわて環境の森整備事業（アカマツ林広葉樹林化）」や森林整備事業を活用し、松林の樹種転換を促進。
- イ 薬剤散布等による重要松林の保全及び被害木等の除去による健全な松林の整備（衛生伐）を促進。
- ウ 「松くい虫被害木等の利用駆除ガイドライン」に基づく破砕、切削、熱処理による利用駆除を促進。
- エ 気象災害による折損木等は、「松くい虫等防除事業（補完伐倒駆除）」や「いわて環境の森整備事業（被害森林再生）」を活用し、速やかな除去を実施。
- オ 枯死経過木は、「いわて環境の森整備事業（枯死木除去）」を活用し、速やかに除去を行い、森林環境の保全を促進。

〔参考1〕 民有林における市町村毎の年度別被害量と駆除量

ゴシック体は前年度より被害量が増加した市町村（単位：m³）

市町村	年度別の被害量					R7/R6	駆除量※	
	R4	R5	R6	<u>R6</u> (9月)	<u>R7</u> (9月)	<u>比</u> (9月)	R6	<u>R7</u> (春駆除)
盛岡市	341	253	209	<u>79</u>	<u>82</u>	<u>104%</u>	204	<u>76</u>
滝沢市	45	14	21	<u>11</u>	<u>24</u>	<u>218%</u>	-	<u>二</u>
雫石町	32	15	23	<u>8</u>	<u>二</u>	<u>皆減</u>	4	<u>3</u>
岩手町	1	14	15	<u>6</u>	<u>2</u>	<u>33%</u>	13	<u>2</u>
紫波町	190	147	166	<u>93</u>	<u>148</u>	<u>159%</u>	100	<u>23</u>
矢巾町	64	127	153	<u>153</u>	<u>150</u>	<u>98%</u>	141	<u>22</u>
葛巻町	-	-	-	<u>二</u>	<u>1</u>	<u>皆増</u>	-	<u>二</u>
花巻市	334	154	123	<u>102</u>	<u>39</u>	<u>38%</u>	63	<u>二</u>
北上市	23	5	47	<u>25</u>	<u>28</u>	<u>112%</u>	19	<u>23</u>
遠野市	484	505	597	<u>129</u>	<u>596</u>	<u>462%</u>	261	<u>226</u>
奥州市	274	147	184	<u>52</u>	<u>1,350</u>	<u>2,596%</u>	95	<u>30</u>
金ヶ崎町	22	32	17	<u>7</u>	<u>40</u>	<u>571%</u>	7	<u>15</u>
一関市	10,473	8,378	6,703	<u>6,703</u>	<u>5,363</u>	<u>80%</u>	327	<u>224</u>
平泉町	103	118	217	<u>69</u>	<u>100</u>	<u>145%</u>	79	<u>53</u>
釜石市	-	-	-	<u>二</u>	<u>14</u>	<u>皆増</u>	-	<u>二</u>
大船渡市	763	1,865	2,511	<u>1,036</u>	<u>613</u>	<u>59%</u>	132	<u>57</u>
陸前高田市	1,160	966	648	<u>251</u>	<u>338</u>	<u>135%</u>	158	<u>71</u>
住田町	576	870	1,162	<u>463</u>	<u>341</u>	<u>74%</u>	259	<u>151</u>
二戸市	-	1	53	<u>12</u>	<u>29</u>	<u>242%</u>	-	<u>46</u>
一戸町	59	140	328	<u>222</u>	<u>264</u>	<u>119%</u>	220	<u>117</u>
九戸村	-	-	-	<u>二</u>	<u>3</u>	<u>皆増</u>	-	<u>二</u>
県計	14,944	13,751	13,177	<u>9,421</u>	<u>9,525</u>	<u>101%</u>	2,082	<u>1,139</u>
対前年比	81%	92%	96%		<u>101%</u>			

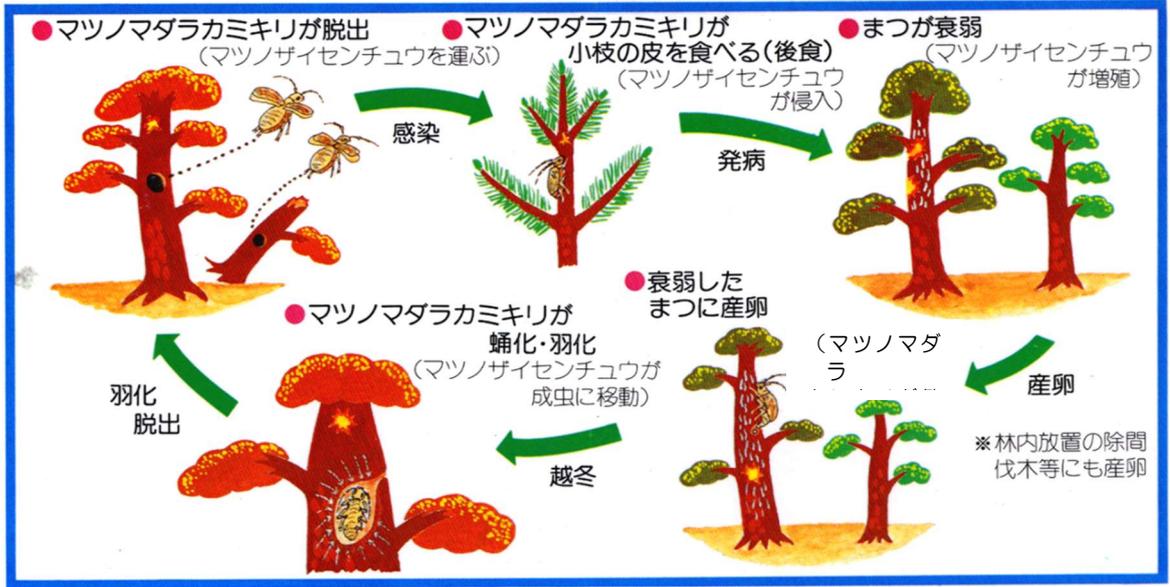
※：市町村単独事業による駆除量は含まない。

〔参考2〕 いわて環境の森整備事業（森林保護）の概要

事業名	ナラ林健全化	アカマツ林広葉樹化	被害森林再生	枯死木除去
事業目的	被害を受けやすい高齢なナラ等を含む広葉樹林を伐採し、ナラ枯れ被害を受けにくい若い森林に更新する。	枯死木を含むマツすべてを伐採し、広葉樹林への天然更新を促進する。	気象災害による被害木の除去を行い、更新を促すことで、早期に森林の公益的機能を回復させる。	松くい虫被害等による枯死木を伐倒処理することで、人的被害や施設損壊を予防する。
対象	ナラ枯れ	松くい虫	気象災害	松くい虫、ナラ枯れ
対象森林	<ul style="list-style-type: none"> ・公益林の私有林 ・前年または当年にナラ枯れ被害が発生した地点から半径 30 km 以内の範囲 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益林の私有林 ・松くい虫被害防除監視帯及び松くい虫被害が発生している地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益林の私有林 ・気象災害（風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害、雹害）による被害林 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林法第5条に定める森林 ・松くい虫又はナラ枯れ被害による枯死経過木 ・公共施設、道路又は住宅等の周辺で、人身被害や施設損壊の可能性が高いもの。（森林所有者が住宅等の所有者と同一である場合は除く。）
補助対象経費	ナラ類を含む広葉樹を伐採した場合に、チップや用材等として利用する材について補助（被害地点から 2 km 以内の範囲はチップ利用のみ）	伐倒、枝払い、玉切り、集積	被害木の伐倒処理、集積、作業道の補修（重機運搬経費）	伐倒、枝払い、玉切り、集積、運搬、薬剤処理
森林作業道整備	無	有	無	無
補助率等	2,000 円/m ³	10/10 （別に定める額を上限とする。）	10/10 （別に定める額を上限とする。）	10/10 （別に定める額を上限とする。）
対象齢級	6 齢級以上	4～12 齢級	—	—
面積条件	1 施工地 0.1ha 以上	1 施工地 0.1ha 以上	1 施工地 0.1ha 以上	—
事業主体	市町村、林業事業体等	市町村、松くい虫防除技術専門員が所属する林業事業体等	市町村、林業事業体等	市町村、林業事業体等

〔参考3〕

1 マツ材線虫病 発生のしくみ



2 松くい虫対策事業の概要

事業名	事業内容	補助率
松くい虫等防除事業	<ul style="list-style-type: none"> 大臣命令や知事命令、奨励防除による感染源の駆除 薬剤散布による景勝地等の重要松林の保全 	<ul style="list-style-type: none"> 補助率 3/4 (命令は 10/10) 補助率 3/4
森林整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 森林整備として行う被害木の駆除 植栽による樹種転換 	<ul style="list-style-type: none"> 補助率 75% 補助率 70%
いわて環境の森整備事業	<ul style="list-style-type: none"> アカマツ林広葉樹林化 	<ul style="list-style-type: none"> 補助率 10/10 以内
<ul style="list-style-type: none"> 被害森林再生 	<ul style="list-style-type: none"> 松くい虫被害の感染源となる気象災害による被害木を除去 	<ul style="list-style-type: none"> 補助率 10/10 以内
<ul style="list-style-type: none"> 枯死木除去 	<ul style="list-style-type: none"> 人身被害や施設損壊を及ぼすおそれのある枯死経過木を除去 	<ul style="list-style-type: none"> 補助率 10/10 以内

3 防除方法

(1) 予防

方法	内容	特徴	留意点
薬剤散布	あらかじめ、マツの樹冠に農薬を散布し、飛来したマツノマダラカミキリを殺虫し感染を予防。	地上からの散布と、ヘリコプター等による空中から散布がある。	周辺の農作物や住宅等への農薬の飛散、養蜂への影響に十分配慮して行う必要がある。
樹幹注入	マツノザイセンチュウがマヒする薬剤を、樹木全体に浸透させることにより発病を防ぐ。	既に感染しているマツを治癒する効果はない。	マツヤニに滲出が低下する12月から3月に行う必要がある。

(2) 駆除

方法	内容	特徴	留意点
伐倒くん蒸	玉伐った丸太と枝条を積み重ね、全体をビニールシート等で被覆し、くん蒸剤により殺虫する。	材内に寄生する内部のマツノマダラカミキリを殺虫する。	ビニールシート等の裾を土で埋め、密閉した状態を2週間程度保つ必要がある。
利用駆除	被害木を破砕又は切削、熱処理してマツノマダラカミキリを殺虫する。	処理後は、パルプや燃料用チップ、合板、製材に利用することで、駆除と利用の両立を図る。	マツノマダラカミキリの確実な殺虫のため「松くい虫被害木等の利用駆除ガイドライン」に基づく処理が必要。
焼却	伐倒した丸太と枝条を林外に搬出し焼却する。	材内に寄生するマツノマダラカミキリを殺虫する。	「つちくらげ病」の危険性があり、マツ周辺では行わない。

(3) その他

方法	内容	特徴	留意点
山そうじ	被圧木、雪害等による気象被害木、幹曲り等の不良木をくん蒸又は破砕処理する。	将来的な感染源を除去。	松くい虫被害防除監視帯等にあつて、被害の根絶を図るべき森林で実施。
樹種転換	マツを伐採し、植栽や天然更新により他樹種（抵抗性マツを含む）に転換する。	将来的な感染源を除去。	被害地域の隣接地で実施する場合、アカマツ伐採施業指針に準拠するなど配慮が必要。

松くい虫被害地域の指定に係る検討状況について

1 被害地域の指定に係る検討

県では、現在、被害地域に指定されている 14 市町以外の市町村で被害が発生した場合は、毎年度の被害状況等を確認の上、令和元年度の本協議会で承認された被害地域の指定基準に照らしながら、被害地域の指定について検討を行っているところ。

令和 6 年度に被害地域以外で被害が確認された 4 市町の被害状況は下表のとおりであり、一戸町のみ令和 5 年度から令和 7 年度（9 月末速報値）までの被害が指定基準を満たしている。

【新たに松くい虫被害が発生した市町の松くい虫被害量】 (参考)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (9 月末)
雫石町	54	27	32	15	23	-
岩手町	-	13	1	14	15	2
一戸町	129	94	59	140	328	264
二戸市	-	-	-	1	53	29

2 一戸町に係るこれまでの検討状況

一戸町の松くい虫被害が、令和 5 年度及び 6 年度に被害地域の指定基準に該当したことから、令和 6 年度の本協議会において以下の方針とした。

一戸町の被害量は令和 5 年度及び 6 年度には、指定基準を満たす状況となっているが、令和 6 年度には、県と一戸町が連携し、監視体制の強化と秋駆除の徹底等防除対策の見直しを図ったところ。

このため、被害地域の指定については、令和 6 年度に見直した防除対策の効果を踏まえ、令和 7 年度の被害状況を詳細に把握・分析した上で、令和 7 年度の本協議会までに方向性を示すこととする。

3 令和 7 年度の被害状況を踏まえた方向性

令和 7 年 9 月末時点の被害量は 264 m³で前年同期に比べ 119%と増加するとともに被害区域は北上し、松くい虫被害地域の指定基準に該当する被害が継続していることから、被害対策を強化するため、一戸町を被害地域に指定することとする。

【参考】

1 被害地域の指定基準の設定について

(1) 松くい虫被害地域の指定基準の設定については、新たに松くい虫被害が発生した市町村を指定する明確な基準がなかったことから、令和2年2月に開催した本協議会において指定基準（案）を協議し、了承されたもの。

(2) 被害地域は、以下に示す被害地及び区域となるもの。

ア 「松くい虫対策としてのアカマツ伐採作業指針（以下「作業指針※」という。）」に示す被害地

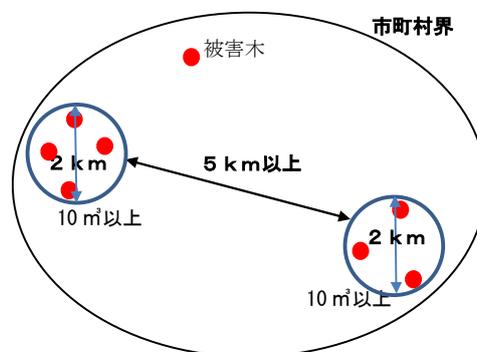
※ 作業指針は、被害地域におけるアカマツの伐採時期、処理方法の指針としているもの。

イ 森林病虫害等防除法に基づき知事が被害材の移動禁止を命じる区域

2 指定基準について

(1) 被害地域は、右図のとおり、被害量 10 m^3 以上の被害地が 5 km 以上離れて複数箇所が発生した市町村とする。

(2) 複数の被害木がある場合は、およそ 2 km の範囲内を1被害地とみなす。



高度公益機能森林等の区域の変更(案)について

1 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域

松くい虫等を防除し又はそのまん延を防止することにより、森林資源として重要な特定森林を保護し、及びその有する機能を確保するため、森林病虫害等防除法第7条の5に基づき、都道府県知事が森林審議会及び関係市町村長の意見を聞いたうえで指定する区域。

2 変更の内容

- (1) 遠野市の被害拡大防止森林の一部について、被害拡大を防止するために樹種転換を実施した箇所を解除するもの。
- (2) 一関市の高度公益機能森林の一部について、樹種転換により被害拡大を防止するため、被害拡大防止森林に変更するもの。
- (3) 大槌・気仙川地域森林計画の樹立により大船渡市の林小班が再区分けされたため、高度公益機能森林、被害拡大防止森林を新たな林小班で指定するもの。

3 高度公益機能森林等の区域の変更

市町村別の区域変更

市 町 村	高度公益機能森林 (ha)			被害拡大防止森林 (ha)		
	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減
盛岡市	2,016	2,016	0	355	355	0
滝沢市	128	128	0	137	137	0
雫石町	11	11	0	168	168	0
岩手町	1,985	1,985	0	276	276	0
紫波町	271	271	0	421	421	0
矢巾町	41	41	0	44	44	0
奥州市	1,138	1,138	0	677	677	0
金ヶ崎町	298	298	0	23	23	0
花巻市	269	269	0	223	223	0
北上市	117	117	0	35	35	0
遠野市	2,362	2,362	0	1,672	1,635	-37
一関市	2,111	2,072	-39	280	319	39
平泉町	48	48	0	19	19	0
大船渡市	45	33	-12	62	56	-6
陸前高田市	37	37	0	165	165	0
住田町	24	24	0	183	183	0
一戸町	42	42	0	318	318	0
計	10,944	10,892	-51	5,058	5,055	-4

注 単位未満を四捨五入しているため、各数値の積み上げと増減、合計は必ずしも一致しない。

高度公益機能森林 遠野市		
保 全 目 的	区 域	面積 (ha)
水源かん養保安林	5 林班 100、6 林班 39・103、11 林班 54・57・58・61・72、12 林班 34・38～40・43・44・46・47・51～54・56・57・63～65・70～73、13 林班 1、100 林班 1・3・4・6・9・11・13・15・16・17・18・19・21・27・30・32・33・34・35・36・37・38・39・40・42・44・45・46・47・49・50・51・52・53・54・55・63・69・101 林班 1・3・5・6・8・9・11・12・13・14・15・16・18・19・20・21・22・23・24・27・28・29・33・34・35・36・37・38・39・40・41・42・43・46・47・48・49・50・51・52・53・54・56・57・58・61・62・73・76・77、102 林班 7・8・9・10・11・13・15・24・27・28・35・37、111 林班 1・2・3・4・5・6・8・9・10・11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・23・24・25・26・27・29・30・31・32・33・34・35・37・41・42・43・44・45・46・47・48・49・50・51・52・53・54・55・56・57・58・59・60・61・62・63・64・65・66・67・68・69・70・71・72・73・74・75・76・77・78・79・80・81・82・83・84・85・86・87・88・89・90・91・92・93・94・95・96・97・98・99・100・101・102・103・104・105・106・107・108・109・110・111、112 林班 1・2・4・5・6・7・9・13・18・19・20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・30・31・32・33・34・35・36・37・38・39・40・41・42・43・44・45・46・47・48・49・50・51・52・53・54・55・56・57・58・59・60・61・62・63・64・65・66・67・68・69・70・71、116 林班 1、117 林班 1、149 林班 18・25、150 林班 1、157 林班 8、158 林班 31、162 林班 13、166 林班 49・51・55・56・58・60・63・67・68・71・76・165・166・167・168・169・170・172・173・174・175・176・177・182・183・184・185・186・187・188・189・191・193・195・196・203・207・208・209・210・214・216・217・219・220・221・222・223・224・226・227・228・232・233・235・236・237・238・239・240・241・242・245・246・247・248、167 林班 81・82・123・137、168 林班 104、169 林班 2・66・67・98・100・102・103・106・113・116・117・121・128・129・130・131・135・136・139・140・141・142・143・144・145・146・147・148・149・150・151・152・153・154・155・165・166・167・176・179・183・184・185・186・187・192・198・199・201・202・203・205、170 林班 20・24・31・32・35、171 林班 2・3・4・6・9・10・14・18、172 林班 1、173 林班 3・5・7・9・11・16・18・24、178 林班 1・4～8、180 林班 1、189 林班 12、194 林班 1・2・5・6、195 林班 3・11・16、196 林班 3・9・11・25、198 林班 34、199 林班 28、200 林班 13、203 林班 36・42、204 林班 4・6・7・8・12・20・23、205 林班 3・4・8・12・15、206 林班 1・10・11・20、208 林班 1～3・10・12・16・19・26、209 林班 1・3・6、221 林班 4・5・6・7・11・15、222 林班 4・9・11・13、223 林班 5・7・14、224 林班 2・3・6、225 林班 1・2、228 林班 4、239 林班 1・3～8・11・12・14・16・19・20～22・25～27・29～33・35～44・46～54・56～58・60～62・66、240 林班 2・20・24・25・85・87・99～101・105・111・113・120・122～124・133・134・139～141・144・146・149～169・172～175・177・179・180、242 林班 1・41～44・47～49・52・60・66・71・88・89・93・116・117・120・121、244 林班 4・9・32、246 林班 33、268 林班 4、1005 林班 4・7・10・11・12・14・	1651

	19・24・26・27・28・29・31・33・38・42・44・45・50・51、1008 林班 1・2・4、1009 林班 1・2・4・5・9・11・12・15・17、1010 林班 1・2・3・4・18・23・28・29・32・33・34・35・36・39、1011 林班 1・2・3・5・6・7・10・12・14、1018 林班 35、1021 林班 33・34、1022 林班 3・4、1023 林班 6・28、1025 林班 30、1057 林班 1、1058 林班 2、1101 林班 1、1102 林班 1、1103 林班 3・4・5、1105 林班 4、1107 林班 1・2・3、1108 林班 2、1117 林班 31、1118 林班 15	
土砂崩壊防備保安林	65 林班 15、73 林班 7・8、216 林班 30、259 林班 1、266 林班 1、267 林班 4・12、270 林班 5、1003 林班 3、1103 林班 26・27・29	17
土砂流出防備保安林	29 林班 25・27、35 林班 20、117 林班 10、135 林班 21、203 林班 44、243 林班 47、267 林班 8・13、270 林班 12、1061 林班 1、1117 林班 61・64	26
風致保安林	233 林班 13	1
干害防備保安林・保健保安林	96 林班 15・16・18・22・23	5
水源かん養機能	16 林班 38、19 林班 4、24 林班 19、27 林班 40・43、28 林班 16、98 林班 11、104 林班 23、105 林班 26、114 林班 15・17・61、115 林班 22・23、117 林班 11、130 林班 17、135 林班 14・21、137 林班 27・28・40、138 林班 8・12、140 林班 29・42、146 林班 1・23・27、147 林班 22、148 林班 3、149 林班 1・2・3、151 林班 1、152 林班 28・52・53・55・63・81・84、158 林班 12・13、161 林班 7・9、163 林班 45・50・53・55・56・58、164 林班 1・3・13・43・44・45・49・50・53・54・55・56・57・58・63・65・66・72・73・74・86・91・92、165 林班 1・2・3・5・6・9・21・46・49・50・72、167 林班 13・21・118・154、168 林班 34・36・41・46・48・71・78・82・88・89・90・92・94・95・98・99、171 林班 88、216 林班 27、217 林班 1、232 林班 15、1003 林班 5・12・13、1004 林班 55、1006 林班 1・2・4・5・6・8・13・17・23・24・26・27・28・30・31・32・34・39・40・46・49・55・58・59・60・64・66・70・71、1008 林班 18・19・20・22、1011 林班 28・30・32、1018 林班 10・11、1023 林班 4、1053 林班 13・48、1092 林班 11、1095 林班 8、1101 林班 18・20・21・24、1103 林班 18・22・23・24、1105 林班 6・9・14・16	108
山地災害防止機能	18 林班 22、21 林班 20・41、24 林班 24、26 林班 9、27 林班 11・15、28 林班 1・10・22・24・25・31・34、98 林班 3・11・14・15・16、99 林班 1、103 林班 35・39、104 林班 1・3・4・7・14・29・31・32、105 林班 4・7・15・17・26・43・49、109 林班 2・18、110 林班 22、114 林班 71・80、115 林班 24、118 林班 28、128 林班 4、129 林班 19・20、130 林班 7・16・20・21・26・27・29・31・32・33・34・39・41、136 林班 15・23、137 林班 1、139 林班 1・5・19・22・27・33・35、151 林班 1・3・11・43、152 林班 18・21・22・24・49・71・85、154 林班 4・11・13・19、155 林班 1・3・4、156 林班 34、159 林班 6・9・11・14・15・16・18・21・22・26・32・34・36・40・44・48・49、160 林班 7・13・21・24・25・28・29・31、161 林班 5・9・13・14・15・26・27、162 林班 6・19・31・33、163 林班 2、164 林班 2・7・8・9・18・19・20・22・23・24・31・32・33・34・35・36・37・39・40・41・42・64、165 林班 19・21・22・32・34・52・53・59、168 林班 24、169 林班 63、171 林班 4・20・27・28・34・44、216 林班 13・14・15・17・18・30、217 林班 3、228 林班 11	89
生活環境保全機能	230 林班 51、1027 林班 63	1

水源かん養・山地 災害防止機能	16 林班 7・24・27・28、17 林班 6・17、18 林班 17・22・50、19 林班 3・4・ 8・10・13・26・29・30・31、20 林班 12・22、21 林班 7・9・35・41・44・ 47・48、22 林班 4・18・27、23 林班 12・13・16・25、24 林班 7・10・11・ 12・13・14・15・17・21・27・28・30・32・33・34・37・38・41、25 林班 3・ 5・7・10・12・14・16・19・20・22・23・25、26 林班 1・2・5・7・9・10・ 11・12・16・23・26、27 林班 8・16・18・19・22・23・24・33・34・35・39・ 40、28 林班 5・8・10・15・16、98 林班 12・20・26・32、99 林班 5・6・7・ 8・10・14・18・24・25、103 林班 11・12・16・23・24・34、104 林班 5・22・ 28・29・30、105 林班 8・15・16・20・21・22・23・29・34・35、107 林班 7・ 16・17・19・20・30・32、108 林班 6・22・26、109 林班 4・11・16・18・22、 110 林班 10・23・26・30・33・35・36・39・40・41・43・46・47・48、113 林 班 15・24・29・47、114 林班 3・16・20・21・22・23・27・28・29・30・34・ 35・36・38・39・41・42・43・44・47・48・49・50・51・52・53・54・55・ 56・57・58・59・60・62・63・64・65・66・67・69・70・72・73・75・76・ 77・78・79・81・82・83・85・86・87・88・89・90・91・92・93、115 林班 2・3・4・5・14・15・16・17・18、117 林班 3・5、118 林班 28・29、128 林 班 2・3・4・7・11・12・17、129 林班 3・11・12・13・16・17・18、130 林 班 5・6・7・10・15・18・19・24・25・30・32・35・36・38・43・44、135 林 班 1・2・15・19・21・22、136 林班 8・11・12・13・14・15・16・17・18・19・ 20・21・22・31、137 林班 6・9・10・11・20、138 林班 1・17・22・24、139 林班 11・18・28・29・30・31・33・35・39・42・43、140 林班 2・7・10・27、 146 林班 11・18・26、147 林班 3・4・13・19、148 林班 1・8、150 林班 7・ 8・10・24・33、151 林班 6・10・21、152 林班 1・5・18・19・20・25・26・ 28・29・30・31・32・33・34・35・36・37・38・39・40・43・44・45・46・ 47・48・49・50・51・54・55・57・58・59・60・61・62・63・64・65・66・ 67・68・69・70・73・74・75・76・77・78・79・80・81・82・83・84、153 林 班 13・20・36、154 林班 18、155 林班 6・14・24、156 林班 4・13・16・34・ 41、157 林班 1・2、158 林班 8・13・15・21・24・27・28・39・44、161 林班 15・16・17・19・22・28・32、162 林班 12・13・39・45・49、163 林班 1・ 3・9・14・15・22・23・26・28・29・30・34・36・54、164 林班 5・6・8・ 9・11・12・17・18・30・77・78・79・80、165 林班 5・9・12・16・21・22・ 26・31・38・42・43・44・46・52・53・54・55・62・63・64・65・66・67・ 68・69・70・71・73・74・75、168 林班 141・142・151、169 林班 7・98、171 林班 55、217 林班 3・4・5・17、218 林班 5、219 林班 1・21、220 林班 20、 221 林班 26、222 林班 9、224 林班 6、226 林班 8・19・21、232 林班 9・12・ 14、1002 林班 7、1006 林班 9・41、1008 林班 21、1023 林班 20、1103 林班 23	390
水源かん養・ 生活環境保全機能	1004 林班 20・21・24、1053 林班 23、1108 林班 8	3
山地災害防止・生 活環境保全機能	216 林班 16・19・23、218 林班 1、226 林班 3・5・14、229 林班 8・24	1
水源かん養・山地 災害防止・生活環 境保全機能	217 林班 8・22・26、218 林班 1、220 林班 11・19・21・23、226 林班 14、227 林班 6、228 林班 10、1053 林班 1、1054 林班 15・58・60・79・56、1103 林 班 28・31、1108 林班 3・4・9・12・13・16・24	62

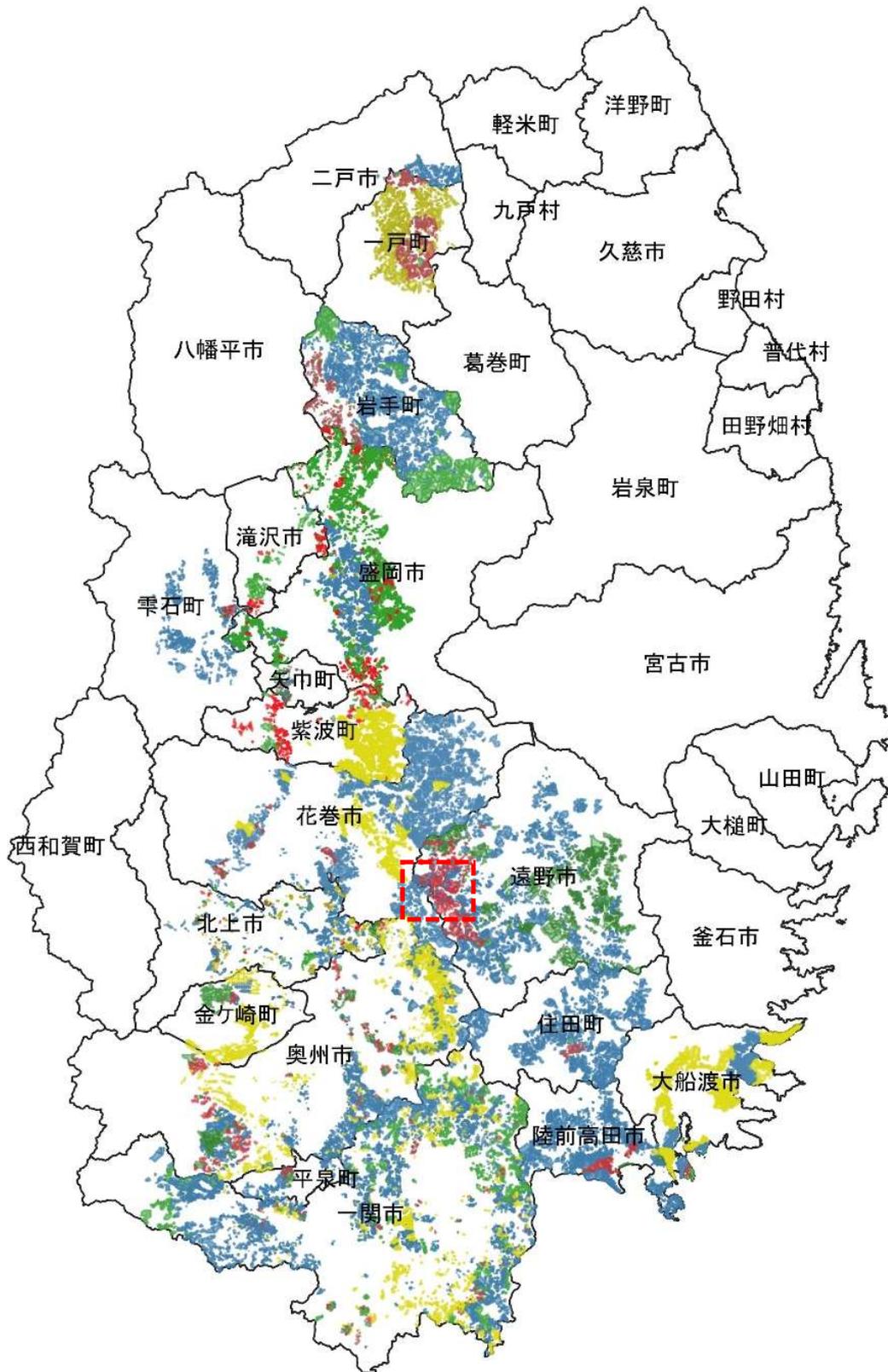
保 健 文 化 機 能	166 林班 54・81・88・89・90・91・92、173 林班 1・44・55・62・64・65	5
生活環境保全・保 健文化機能	173 林班 56	1
計		2362

注 単位未満を四捨五入しているため、各数値の積み上げと合計は必ずしも一致しない。

被害拡大防止森林 遠野市		面積 (ha)
区	域	
	1001 林班 4・5・8、1002 林班 4・5・11・24・25・29・32・34～36・38・42・46～49・54・65・93・94・97～100・114・131～133・141～145・147・148・152・161、1003 林班 1・2・4・6・7・9・17・22・29～31・33・34・37、1004 林班 2・3・8・11～13・30・36・38・40・44～47・49・50・57・58・63・64・68・72・74・76、1006 林班 67・68・78、1007 林班 5・6・9・12・15・18・22・23・25・26・28～33・35～41・43・47～50・57・62・66、1008 林班 10・12・24、1011 林班 33、1018 林班 9・29・32、1021 林班 15・16、1025 林班 73・76、1026 林班 10～12・14・16～22・25・31・32・36・37・40～44・47・57～59・62、1027 林班 3～5・13～17・24・27・31～33・65・66・74・77～83・85・86・88～90・96・106・107、1028 林班 1・6・8・11・20・22・26・28・31・34・37・38・48、1029 林班 1～7・9～14・16、1030 林班 1～6、1031 林班 1～98、1032 林班 1～5・8～56、1033 林班 1～6・8～23、1034 林班 2・5・7・8・10・11・12・22、1035 林班 1・2・3・6・7・9・10・11・13・15・16・17・18・19・21・25・30・31・33・38・39・40・41・43・46、1036 林班 1、2・3・8・11・15・16、1037 林班 11・13・14・18・19・23～25・28・30・34、1038 林班 1・2・6～8・10・13・20・21、1039 林班 1・2、1040 林班 1・16・33・37・39、1041 林班 17・30、1042 林班 23・29・46・47・48、1044 林班 1・14・25・32、1045 林班 3・14・23、29・31・37、1046 林班 6、1047 林班 1・2・4・16・22・27・29・32・37・45・50、1048 林班 4～7・12・13、1049 林班 2・3・6・14・23・25・27・28・30・31・33・36・38、1050 林班 1～4・6～8・10・11・13～16・23・29～33・35・42、1051 林班 6・9・10・18～22・25・27～29・34・37・39・40・44～46・49・50・53・54、1052 林班 26・27・34・42・46・47・48・49・51・67・69・70、1077 林班 6・10、1078 林班 2・3・5・6・9～13・15・16・18・20～23・25・27～29・32・38・39・42、1079 林班 7・9・10・11・12・18・20、1080 林班 1～8・10～16・18・19、1081 林班 1・3・4・5・12・15、1082 林班 1～37、1083 林班 1～16、1084 林班 1・2、1085 林班 1～18、1086 林班 1・11・10・16・24、1087 林班 10・16、1088 林班 1、1089 林班 3・14・15・22・23・27・28・31・32・35、1091 林班 3・6・7・12・13・17・29～32・37・39・53・55～57、1092 林班 8・9、1093 林班 1・2・5・10・14・16・18・20・22・24・27・28・30・36～39、1094 林班 1・2・7・10・19・20・30・31・32・42・54・56・59・60・66・69、1095 林班 7～10、11・15・20・25・30・43、1117 林班 5・10～13、15・16・20・22・39・40・42・43・48、1118 林班 1・2・7・9・13・19～22・24・29～33、1119 林班 2・3・6・8・12・15・16・19、1120 林班 2～4・6・9・11～13・16・21・23・25、1121 林班 8・10・11・12・14・15・16・17・18、1122 林班 1～3・5・11・15・17・19～21・24・26・27・33・35・37・44・45・46、1123 林班 1・2・5・7・13～16・23～26、1124 林班 1・7・9・10・11	1635

注 単位未満を四捨五入しているため、各数値の積み上げと合計は必ずしも一致しない。

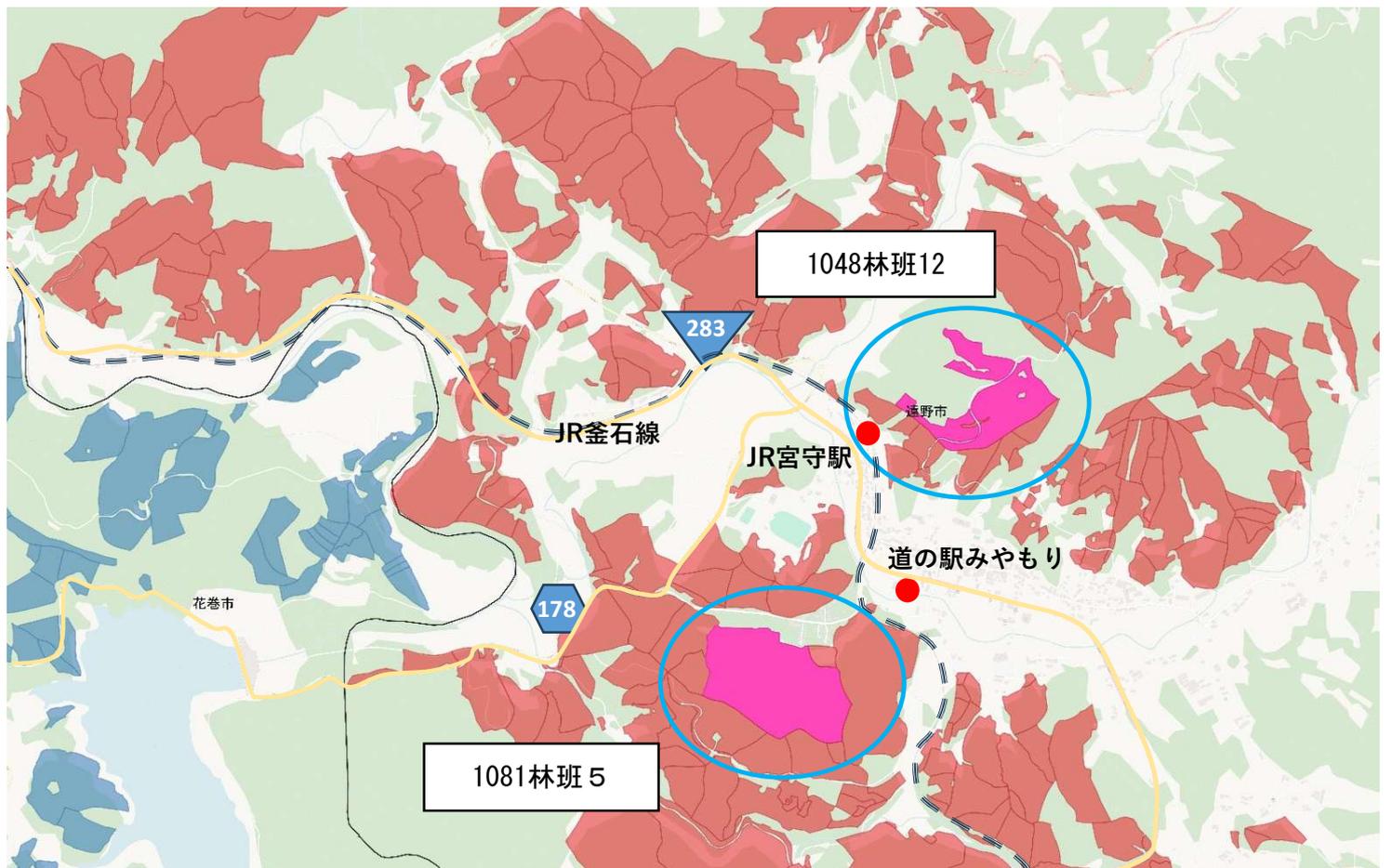
岩手県の高度公益機能森林等の区域図



内容	凡例
高度公益機能森林	緑色
被害拡大防止森林	赤色
地区保全森林 (参考)	青色
地区被害拡大防止森林 (参考)	黄色



対象森林の写真



内容	凡例	林班
被害拡大防止森林		別紙参照
被害拡大防止森林から削除		1048-12、1081-5

高度公益機能森林 一関市			
	保 全 目 的	区 域	面積 (ha)
一 関 地域	土砂流出防備保安林	119 林班 8・9、252 林班 11、271 林班 10、277 林班 9、278 林班 30	3
	風致保安林	211 林班 4・9・10、213 林班 5・100	1
	干害防備・保健保安林	115 林班 15・16・23・24	6
	土砂崩壊防備保安林	120 林班 38、121 林班 6、278 林班 31	3
	水源かん養保安林	193 林班 5、233 林班 4~6・14・15、234 林班 1・3・7、235 林班 4・10~12・17・19・23・24・26、241 林班 1・2・4~7、242 林班 22、249 林班 45・52・53、252 林班 4~6・8・9・28・33~35・37・38・43・47・50・51・53・66・69・76・80・81、270 林班 16・18~21、282 林班 6・11・13・15・16、302 林班 1	151
	水源かん養機能	236 林班 14、237 林班 8、242 林班 25~27、246 林班 4、248 林班 26、270 林班 6・7、272 林班 7・8・17	13
	山地災害防止機能	192 林班 8、242 林班 29・31・34~36、243 林班 12、271 林班 30、275 林班 2、276 林班 2、282 林班 2、284 林班 30、285 林班 4、286 林班 1・3	48
	生活環境保全・保健文化機能	115 林班 19・29、211 林班 11・12	4
	小計		229
花 泉 地域	土砂流出防備保安林	1027 林班 12	0
	水源かん養機能	1034 林班 21、1144 林班 6、1158 林班 2・3	4
	風致機能	1034 林班 22~27、1039 林班 1・3・4	12
	風致・山地災害防止機能	1062 林班 4・6・8・10	9
	水源かん養・山地災害防止機能	1027 林班 10・43、1065 林班 38~40、1066 林班 1・2	17
	風致・保健文化機能	1066 林班 3・9	2
	水源かん養保安林（観光地）	1157 林班 1、 1158 林班 1	6
	干害防備保安林	1140 林班 10~12、1144 林班 2・4・12	23
	保健文化機能（観光地）	1161 林班 1・41、1162 林班 1~5・21・22	38
	風致機能	永井字東狼沢、大沢田、涌津字下吉田、浪打前、亥年前	0
	小計		111
大 東 地域	水源かん養機能	2050 林班 1・2・6・42・43・48・63・64・68・69・73・83・87~89・92・100・108・109・111・112・114・119・120・124・126・129・133、2051 林班 4・5・11・13・20・21・59・69・89・91・94・95・100、2052 林班 20・22・25・29・34・43・50・52~54・56・65・69・72、2063 林班 14・17、2064 林班 6・11・13、2066 林班 1・2・7・9、2067 林班 1・6、2070 林班 1、2071 林班 1・3・4、2072 林班 7、2075 林班 9、2076 林班 1、2077 林班 23・24、2078 林班 1、2079 林班 5、2080 林班 2・9・14・16・18、2082 林班 1・5、2083 林班 7・17~19、2084 林班 1、2099 林班 1、2100 林班 7、2101 林班 3・5・6・10・24・30、2102 林班 2・3・5・7・11・12・	698

		18、2125 林班 10、2129 林班 5~7、2131 林班 2・3・7・8・10・13・17・20・2133 林班 5・8・10・2134 林班 2・9・12・16・17・23・24・31、2139 林班 19・23、2156 林班 10・12・15・42・43・52・57・71・72・74・76、2157 林班 8・9・13・25・27・34~37・41・44・49・50・58・59・63・67、2158 林班 1・8・16・17・21、2207 林班 13・21~24・29・30・35・36・39~41・48~51・59・61~65・67・74~76・79・87、2212 林班 5・6・9・10・15・16・21・35・43、2226 林班 1・3・49・51、2227 林班 1・2・10・17・18・20・29・33~35・41・42・46・47・59・97・102・109・112・120・126・129、2228 林班 6・8・9・18・20・26・32・34・40・54・55・57・67・71、2229 林班 1・3~5・11・12・34・43・45・65・70~72、2245 林班 1・13・22~24、2246 林班 36・47・48、2247 林班 9・10・22~24・26~28・31・32・34・36・37・42・43・69・70・83・108・109・113・121・123~125・143・144・147・152、2248 林班 14・15、2250 林班 12・19・22・23、2251 林班 2・4・6・9、2252 林班 1~4・6~8・10・11・13・14~16、2253 林班 1、2255 林班 1・8、2260 林班 3・4・8~10・16・19・25、2261 林班 1・15、2262 林班 53・54・57・59・74・75・81・83・90・93・98、2263 林班 15・16・38・41、2265 林班 8・14・16・25・29・44・47・57・60・61、2267 林班 1・4・18・20・21・44・45・53・54・65、2268 林班 2・5・7・12・31・40・47、2273 林班 15~17・23・24・33・54・62・65・75・76、2274 林班 37、2275 林班 31、2276 林班 1~3、2279 林班 30・74・75・84、2280 林班 1・3・6・82、2281 林班 3・18・21・22・27・32・34・37・70・71	
	山地災害防止機能	2050 林班 12・14・22・23・27・28・32・33・37・41・61・70・71、2051 林班 117・126、2052 林班 6・7、2068 林班 1・7、2069 林班 1、2127 林班 3、2132 林班 3、2138 林班 17~19・23・28・29・31・36~38・42~44・46、2156 林班 62・67・79・94・97・108・110、2208 林班 7・23・26・29・33~36・39・51、2227 林班 88・89・93・96・135・142・145、2228 林班 77・84・94、2243 林班 2、2244 林班 1・3~7、2249 林班 5・6・11、2257 林班 1・3・5~7・10・13・18・24、2258 林班 1~3・5・6・8・9・11、2264 林班 35・36・39・41・58・59、2269 林班 8、2271 林班 2・4・5・11・12・14・19、2272 林班 5、2278 林班 9・10・12・13、2279 林班 3・10、2280 林班 18・31・39・52・54・55・59・63・106・111~113、2281 林班 8	268
	小計		966
千 厩 地 域	土砂流出防備保安林	3018 林班 48	1
	水源かん養機能	3018 林班 49、3086 林班 18・20・23、3122 林班 1・2	5
	水源かん養保安林	3018 林班 34・37・40~43・54、3080 林班 75・84・92~99、3081 林班 23・41・43~51、3082 林班 32・34~36	60
	小計		66
東 山 地 域	山地災害防止機能	4001 林班 46・47・68、4002 林班 13、4003 林班 3・14~16・21・22・32・40・42・43・45~47・55・58・76・101、4007	80

		林班 35・37・38・43～46・78、4009 林班 39・87、4026 林班 32・35・38、4029 林班 2、4034 林班 7・8、4038 林班 2・18・30、4039 林班 6、4040 林班 24・25、4042 林班 14、4043 林班 9・11～15・24～26・28、4045 林班 2、4057 林班 53・55、4082 林班 50・61・71・72・74、4086 林班 9・11・12・14、4087 林班 6・20・60、4088 林班 23・24・26～28・39	
	水源かん養機能	4001 林班 57・4007 林班 77・4111 林班 87・89	20
	水源かん養機能・山地災害防止機能	4001 林班 48・52・54・56・64・66・67・69・91・92、4007 林班 52～54・57・59・64・68・69・74・75・93・96・97・99・100・110・114・115・118、4010 林班 48、4026 林班 23、4064 林班 9・13・16	17
	水源かん養保安林	4033 林班 1・2・4034 林班 1	24
	土砂崩壊防備保安林	4054 林班 9・10・4087 林班 45	1
	風致保安林(観光地)	4077 林班 16、4078 林班 10・12、4079 林班 74・83・84、4098 林班 1・2、4099 林班 1	28
	保健文化機能(観光地)	4078 林班 8・11・13・20・4081 林班 29	43
	土砂流出防備保安林	4088 林班 32	1
	小計		213
室根地域	保健保安林、自然公園	5005 林班 11・15・20・5006 林班 3	9
	保健文化機能・県立自然公園	5005 林班 8～10、5006 林班 1・2・5・7、5011 林班 9・14・22・28、5012 林班 4・5、5013 林班 3・6、5014 林班 2・5、5015 林班 1、5017 林班 2	118
	水源かん養保安林	5006 林班 4・6、5011 林班 26、5059 林班 3、5078 林班 6・7・19～24・37・39、5081 林班 3・7～9・13・15・16、5084 林班 52・53、5095 林班 1・2、5096 林班 16、5099 林班 38、5101 林班 33・34、5104 林班 26、5105 林班 1	68
	山地災害防止機能	5052 林班 36	7
	水源かん養機能	5027 林班 1・25・26、5039 林班 24、5052 林班 2・31・66、5054 林班 95、5057 林班 31、5059 林班 4、5076 林班 3、5078 林班 8	86
	土砂流出防備保安林	5014 林班 7	4
	保健文化機能	5006 林班 11・13・18、5011 林班 4・6・13、5014 林班 8	3
	小計		295
	川崎地域	水源かん養機能	6001 林班 27・29～31・33・34、6002 林班 1・2・5・7・8・10～13・15～18・21・28・37、6008 林班 21、6011 林班 6、6034 林班 22、6037 林班 91・94～96
土砂流出防備保安林		6012 林班 3・4、6013 林班 36、6014 林班 71、6015 林班 6、6018 林班 23・27	1
干害防備保安林		6023 林班 7・6026 林班 11・17・18	5
山地災害防止機能		6026 林班 25、6037 林班 103・104、6039 林班 82・90・124、6040 林班 8～17・20・21・25～27・31・42・43・53・55・59・62・70・71・75・85～88・99・100・103・104・109～112・115～117・120・121・124・129・130	11
風致・保健文化機能(森林公園)、砂防指定地		6018 林班 40・41	2
風致・保健文化機能(森林公園)		6025 林班 40・42、6026 林班 2～4・7・12・19～21、6035 林班 25・37・63・64	10

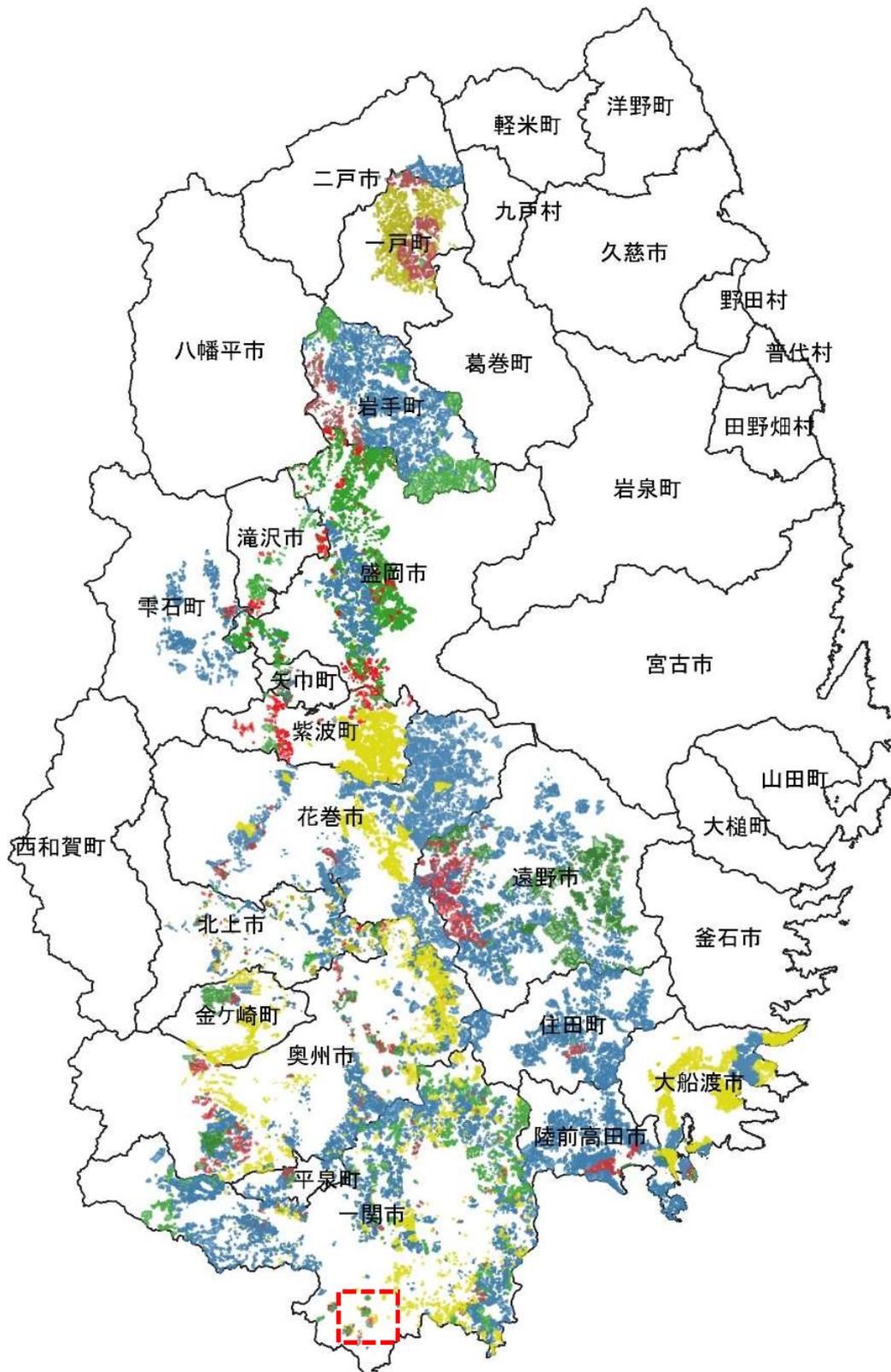
	風致機能	柏木	0
	小計		46
藤 沢 地 域	水源かん養保安林	7067 林班 1～3・6・8、7068 林班 3～5、7069 林班 1～3	107
	土砂流出防備保安林	7041 林班 19・20・40、7042 林班 1・17、7054 林班 1、7082 林班 1～4・6・7、7083 林班 1・3	39
	小計		146
		計	2072

注 単位未満を四捨五入しているため、各数値の積み上げと合計は必ずしも一致しない。

被害拡大防止森林 一関市		
区	域	面積 (ha)
一関地域	115 林班 1・14・43、116 林班 56・57・80～83、119 林班 1・7・35・37・40・47、120 林班 8・36、121 林班 2・24・27・30・31・44・49、207 林班 28・33・35・42、211 林班 43・45・47・48・74・78・79・81、212 林班 90・91、294 林班 59・61・64、295 林班 1・3・4・8・9・13・22、296 林班 7	18
花泉地域	1028 林班 1、1030 林班 2、1032 林班 3、1033 林班 12、1034 林班 6・8・19・20・35、1035 林班 9、1039 林班 5～7・19・21・23・25・30、1040 林班 18、1158 林班 1、1064 林班 41、1065 林班 32・33・35、1067 林班 36～40、1068 林班 46・48～50・53～56・62・63・65、1160 林班 16～18、1163 林班 4・12～14・25	91
大東地域	2019 林班 9～11・18～20・27・28、2028 林班 46、2029 林班 8・11・27・30・32・56・59・63・67・69、2030 林班 6・8・9・17・20・22・29・37・62・64・77・78・80・82・87、2130 林班 3、2131 林班 1、2135 林班 8、2136 林班 16・25、2138 林班 22・24～27、2158 林班 6、2210 林班 2・10・11・34、2211 林班 14～16・18、2226 林班 23・28、2227 林班 40、2238 林班 36、2247 林班 142、2260 林班 21、2268 林班 43、2271 林班 8・25、2272 林班 7、2275 林班 39	94
千厩地域	3017 林班 8・12、3020 林班 123、3039 林班 42、3100 林班 14・19・27、3136 林班 23	7
東山地域	4007 林班 111、4080 林班 4、4088 林班 38	9
室根地域	5005 林班 12、5011 林班 11・12・21、5013 林班 7、5014 林班 1、5015 林班 2、5016 林班 1・2、5017 林班 1、5024 林班 43・44、5028 林班 5、5031 林班 111、5044 林班 8、5058 林班 19、5061 林班 3、5065 林班 56	44
川崎地域	6023 林班 1・2・5・6・6024 林班 2・5・6・10・13・17・25・29	16
藤沢地域	7039 林班 41、7040 林班 14・21・41・49、7041 林班 1・30・35、7042 林班 4～6・11・13・24、7043 林班 8・9・18・19、7045 林班 7・8、7046 林班 45・46・49、7049 林班 3・4・9・23、7051 林班 1・11・17・19、7052 林班 4、7053 林班 9	40
	計	319

注 単位未満を四捨五入しているため、各数値の積み上げと合計は必ずしも一致しない。

岩手県の高度公益機能森林等の区域図



内容	凡例
高度公益機能森林	
被害拡大防止森林	
地区保全森林 (参考)	
地区被害拡大防止森林 (参考)	



対象森林の写真



内容	凡例	林班
高度公益機能森林		別紙参照
被害拡大防止森林		別紙参照
高度公益機能森林から被害拡大防止森林に変更		1158-1

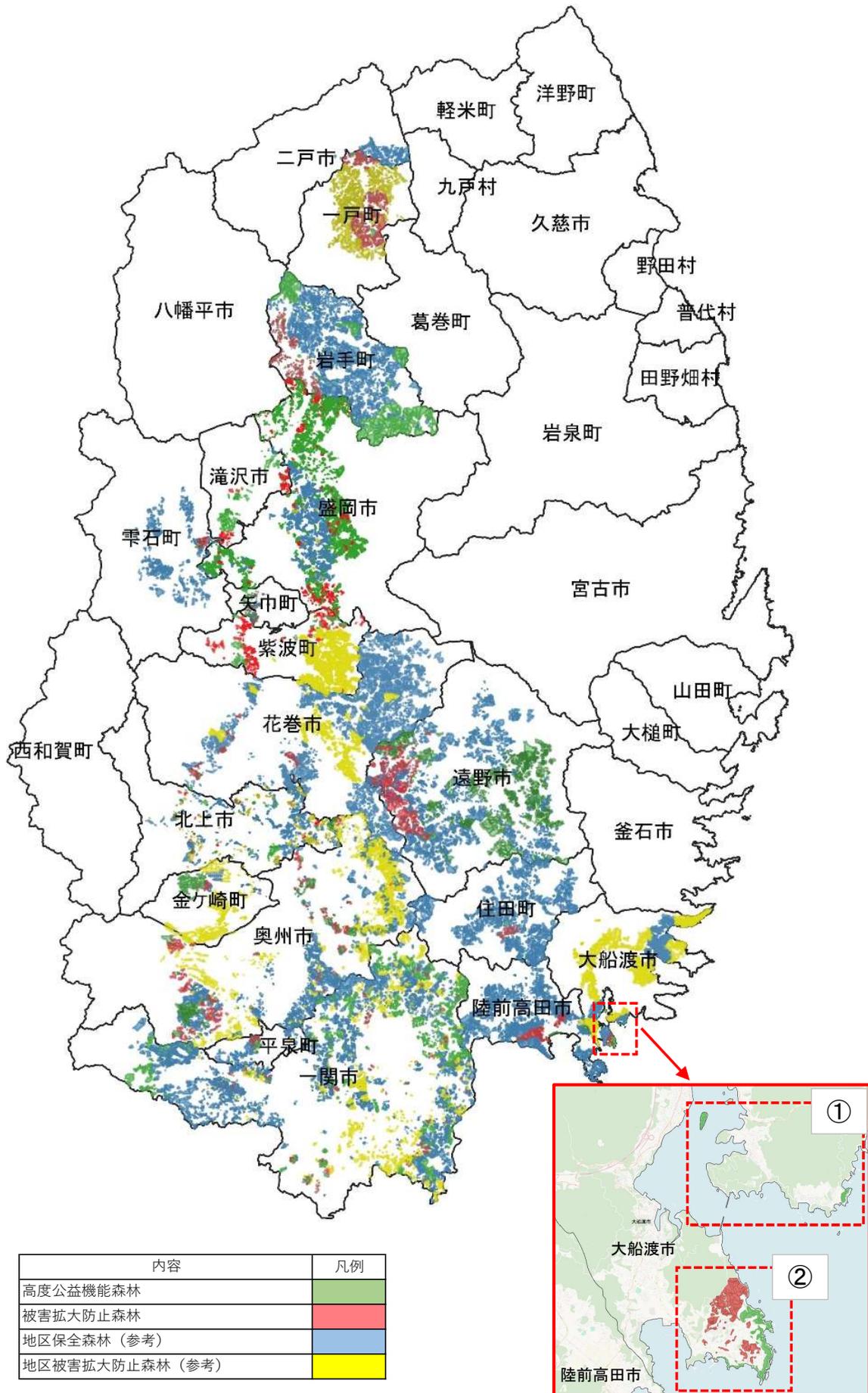
高度公益機能森林 大船渡市		
保 全 目 的	区 域	面積 (ha)
国立公園	4 林班 6・17・19・21・23・26・31・33・36・82・83・85・90・94・97・183・184・187・190・257・259・261・262・282・284・316・325・327・328・330・332・336・340・342・343・348・351・355・357・361・369・371・385・391・403・408・410・411・413・415・420・421・423・428・430・434・438・439・441・444・501・505・509・511・515・529・535・537・539・541・550・700・707・708・711・712・721・723・726・729・732 、13 林班 86・87・195 林班 2・69・73・75・77 、263・274、195 林班 293・294・298・299・301・305・314・317	26
魚つき保安林、国立公園	4 林班 18・20・24・25・32・39・45・84・91・93 ・342・344・345・347・423・424・427・438・512・538・539・689・696・703・714・715・727・729、195 林班 70・72・74・76 ・291・294・295・297・299・301・305・306・310・311・314	7
魚つき保安林、国立公園、風致機能	4 林班 37・38	14
防風保安林、国立公園	4 班 178・179 ・507・515	0
潮害防備保安林	313 林班 11	1
	計	33

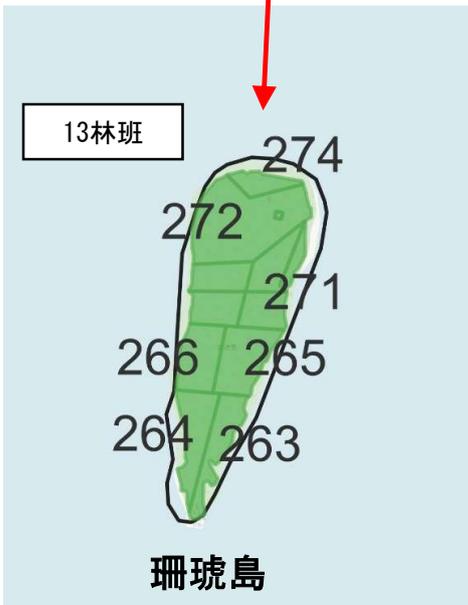
注 単位未満を四捨五入しているため、各数値の積み上げと合計は必ずしも一致しない。

被害拡大防止森林 大船渡市		
区 域	面積 (ha)	
3 林班 1・95・178・179 ・253・278・285・300・302・303・305・313・316・317・321・323・326・329・337・342・344・348・350・352・357・359・361・370・372・373・375・381・383・386・388・391・394・397・401・403・408・418・420・424・427・430・432・436・461・462・464・468・472・474・490・493・506・509・517・519・524・526・527・641、4 林班 1・5・40・44・46・79・81・98・123・126・132・134・136・138・147・149・176・180・182 ・201・203・205・208・212・214・216・217・219・227・229・236・243・245・286・287・289・291・295・309・311・313・369・371・388・395・396・398・399・402・450・454・456・459・461・463・466・477・479・483・485・493・496・518・519・523・525・528・573・575・577・578・581・584・588・590・591・596・599・602・603・605・607・617・622・628・632・641・642・644・646・648・650・652・654・656・673・678・679・720・742・749・751・757・758・762・764・765・767・779・780・784・795・797・807・815・843・865・869・870・873・886・895・897	56	

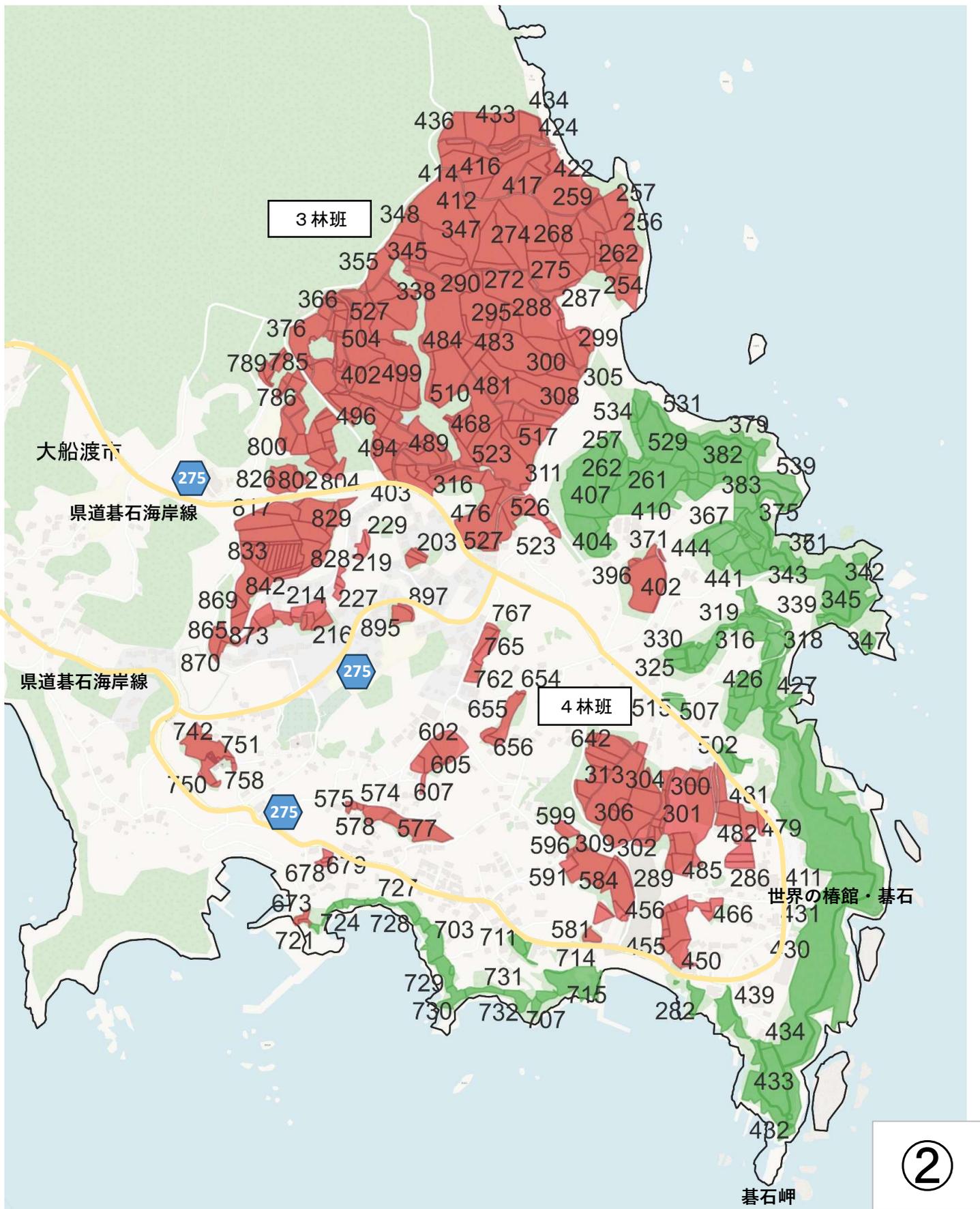
注 単位未満を四捨五入しているため、各数値の積み上げと合計は必ずしも一致しない。

岩手県の高度公益機能森林等の区域図





内容	凡例	林班
高度公益機能森林		別紙参照



内容	凡例	林班
高度公益機能森林		別紙参照
被害拡大防止森林		別紙参照

令和 8 年度特別防除等計画(案)について

1 実施計画

特別防除（空中散布）は、奥州市前沢地域及び一関市東山地域、平泉町で実施。

地上散布は、奥州市前沢地域、一関花泉地域、平泉町及び陸前高田市高田松原の防潮林で実施。

（いずれも令和 7 年度と同様）

市町村名		令和 7 年度（実績）				令和 8 年度（計画）					
		特別防除			地上散布 ha	特別防除			地上散布 ha	散布予定 時期	主な散布 場所
		一般散布 ha	ガンノズル ha	計		一般散布 ha	ガンノズル ha	計			
奥州市	前沢地域	-	6	6	1	-	6	6	1	特別：6月中旬 地上：①6月上旬②7月中旬	月山神社
	計	0	6	6	1	0	6	6	1		
一関市	花泉地域	-	-	-	29	-	-	-	29	地上：6月上旬	悪法師、林の沢
	東山地域	-	10	10	4	-	10	10	4	特別：6月中旬 地上：6月上旬	狛鼻溪
	計	0	10	10	33	0	10	10	33		
平泉町		10	-	10	3	10	-	10	3	特別：6月中旬 地上：①6月上旬②7月中旬	毛越寺
陸前高田市		-	-	-	7	-	-	-	7	地上：6月上旬	高田松原
合計		10	15	25	43	10	15	25	43		

注1) ①は第 1 回目散布、②は第 2 回目散布を示す。

注2) 単位未満を四捨五入しているため、合計は必ずしも一致しない。

2 令和 8 年度薬剤散布計画

(1) 実施時期

ア 特別防除 6月中旬

イ 地上散布 第 1 回目：6月上旬、第 2 回目：7月中旬

(2) 使用薬剤（有効成分、散布回数）

ア 特別防除 スミパイン MC (MEP、1回)

イ 地上散布 スミパイン乳剤 (MEP、2回)、スミパイン MC (MEP、1回)、
マツグリーン液剤 2 (アセタミプリド、2回)

(3) 危害防止のため措置する事項

ア 散布計画の事前連絡

① 市町村は、森林病虫害等防除法に係る国の通知に基づき設置する地区連絡協議会を通じて農業・水産業関係者を含む関係者に対し、薬剤散布計画を周知

② 散布区域近隣の住民、農家に対しては市町村から文書等により通知

③ 県養蜂組合及び県養蜂組合組合員以外の養蜂関係者に対しては、森林整備課から文書により通知

④ 有機農産物認証機関、岩手県特別栽培有機農産物認証機関には、森林整備課から通知

⑤ 一般住民に対しては、市町村が広報、防災無線等によりお知らせ

イ 薬剤散布の適切な実施についての指導

森林整備課は、振興局等、市町村、作業実施主体に対して、関係法令の遵守、農薬による危害の防止、ポジティブリスト制度への対応など、薬剤散布の適切な実施を指導

ウ 散布当日の対応

① 看板の設置により入山を規制

② 監視員の配置により車両等の進入を規制

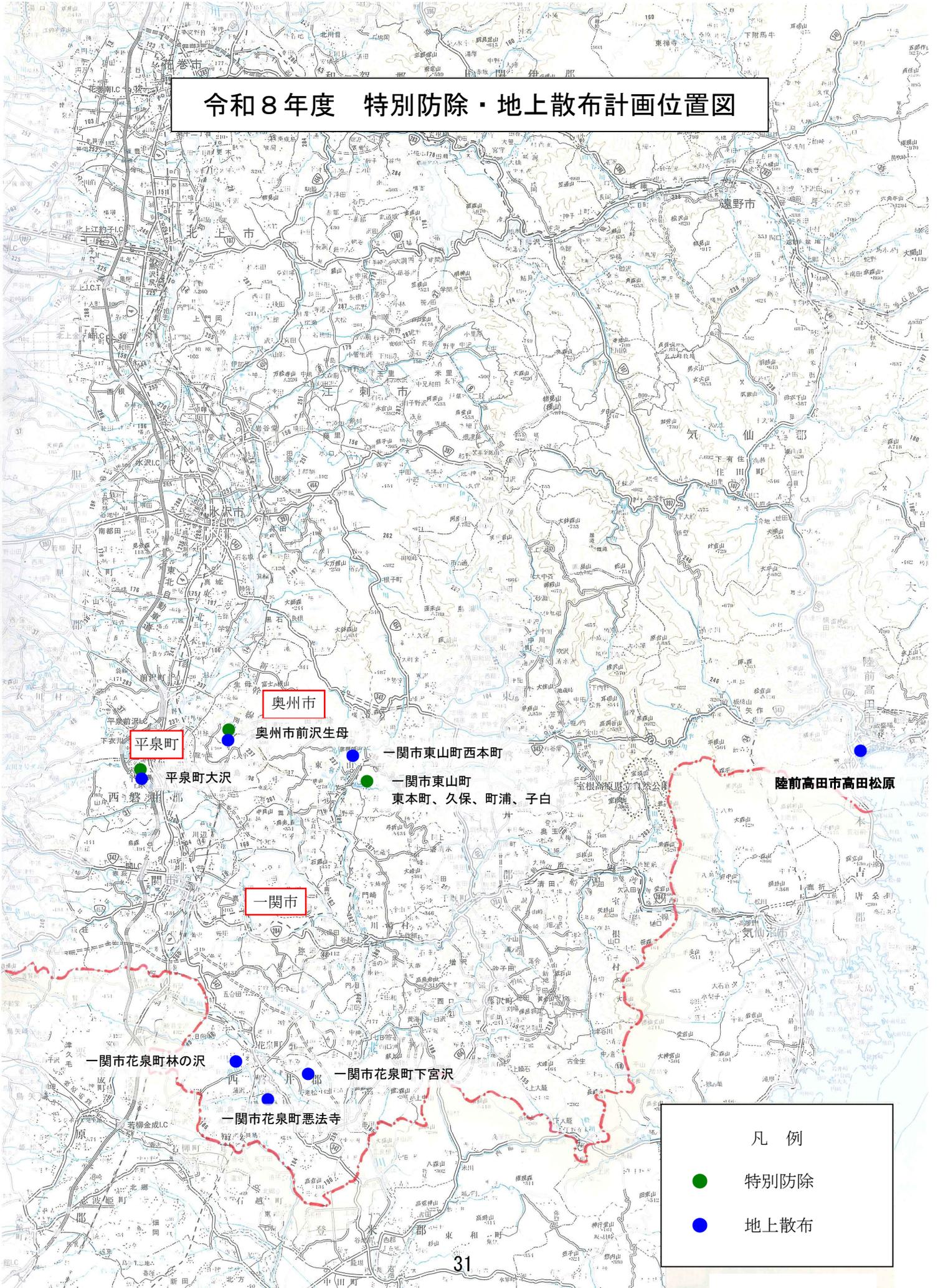
③ 市町村は、受診指定医療機関を定めるなど医療緊急体制を確立

エ 散布後の対応

① 県は、自然環境等影響調査を実施〔農薬の気中濃度及び昆虫類を調査〕

② 市町村は、「防除記録」記帳の徹底

令和8年度 特別防除・地上散布計画位置図



奥州市

奥州市前沢生母

平泉町

平泉町大沢

一関市東山町西本町

一関市東山町
東本町、久保、町浦、子白

陸前高田市高田松原

一関市

一関市花泉町林の沢

一関市花泉町下宮沢

一関市花泉町悪法寺

凡例

● 特別防除

● 地上散布

令和8年度 松くい虫被害対策実施方針（案）について

1 目的

松くい虫被害対策は、「岩手県松くい虫被害対策推進大綱」（平成13年12月）及び流域区分別に定める「地域森林計画」の松くい虫被害対策の方針に基づき、総合的かつ計画的に実施する。

県は、令和8年度の松くい虫被害対策を円滑に実施するため、市町村と緊密に連携し、関係機関・団体の協力を得て、それぞれの役割分担のもとに、達成すべき目標、重点的実施事項、具体的な実施方法を明らかにした実施方針を定める。

2 目標

- (1) 松くい虫被害の北上を阻止し、被害地域を縮小させる。
- (2) 公益性の高い重要なアカマツ林及びアカマツを重点に守る。

3 重点事項

- (1) 市町村との連携による被害木の早期発見と駆除等の徹底
- (2) 被害発生状況に応じた総合的な被害対策の実施
- (3) 松くい虫被害対策の実施体制の強化
- (4) 適期に確実な駆除が実施できる労務体制の整備
- (5) 松くい虫被害防除監視帯（以下「監視帯」という。）による監視の強化
- (6) 被害先端地域から隣接未被害地域への被害拡大の防止
- (7) 松くい虫被害の県民への周知及び森林所有者等の防除活動への参画
- (8) マツ材の移動制限による被害拡大の防止
- (9) 「松くい虫対策としてのアカマツ伐採実施指針」の遵守の徹底
- (10) 除伐及び間伐の実施による適正な森林管理の促進
- (11) 被害木の利用促進
- (12) 樹種転換の促進
- (13) 松くい虫被害抵抗性品種の普及
- (14) 有効な防除技術の定着促進
- (15) 被害対策推進のための関係機関との連携強化

4 具体的な実施方法

- (1) 市町村との連携による被害木の早期発見と駆除等の徹底

ア 県は、ヘリやドローンによる被害木の航空調査や松くい虫等防除監視員による地上調査、監視帯の設置及び被害木の発生予察調査・移動監視等により、被害先端地域及び重要松林を中心とした被害木の早期発見を推進する。

イ 県及び市町村は、被害先端地域において被害の根絶を図るよう徹底駆除に努める。

ウ 県及び市町村は、重要松林を松くい虫被害から守るための伐倒駆除、薬剤散布、樹幹注入及び樹種転換を計画的に実施する。

エ 市町村は、薬剤の空中散布及び地上散布を実施する際は、岩手県防除実施基準等に基づき適切に行う。

(2) 被害発生状況に応じた総合的な被害対策の実施

ア 被害地域区分に応じた対策の実施

- (ア) 県及び市町村は、別表に示すそれぞれの被害地域について、発生防止目標を達成するため、防除方針等に基づいた被害対策を実施する。
- (イ) 県は、管内の市町村に対し、被害地域に応じた被害対策が的確に実施されるよう支援する。
- (ウ) 県及び市町村は、未被害地域において、松林の健全化と被害の未然防止を図るため、間伐等の計画的な実施と被害木調査の実施に努める。
- (エ) 市町村は、先端地域において、短期間に被害の根絶を図るよう徹底駆除に努める。
- (オ) 市町村は、隣接地域において、被害発生区域の圧縮を図るよう駆除に努めるとともに、被害拡大を防ぐため樹種転換を推進する。
- (カ) 市町村は、高被害地域において、岩手県樹種転換促進指針に基づく樹種転換を積極的に推進する。
- (キ) 市町村は、隣接する市町村と被害状況や駆除方針及び対策事業などを互いに確認し、連携を図りながら広域的な駆除に努める。
- (ク) 市町村は、前年度の被害の発生地点を管内図に図示し、別表に示す対象地域の区分により市町村内を区分し、被害状況の的確な把握を行う。

イ 被害対策の実施効果の把握と改善

- (ア) 被害対策の効果的かつ着実な推進のため、市町村は、被害発生状況、被害区域、高度公益機能森林等の対象森林、監視帯、被害木駆除等防除の実施状況を管内図に表示して被害対策の実施効果を分析し、必要に応じて改善を図る。
- (イ) 県は、上記(ア)の実施について必要な支援を行い、管内関係機関・団体等とともに改善を図る。

(3) 松くい虫被害対策の実施体制の強化

- ア 広域振興局林務担当部及び農林振興センター（以下「県現地機関」という。）は、管内の関係市町村と連携して被害対策実施方針を定め、関係機関・団体等と一体となって、被害対策の着実な実施を図る。
- イ 市町村は、アカマツ林の所有者等から、被害木の伐倒駆除の承諾を得るとともに、適期に効果的な駆除を行えるよう、防除対策の必要性を説明する。
- ウ 市町村は、発見されている被害木について、徹底した駆除を実施するよう努めるとともに、県現地機関は、市町村が被害木の駆除を確実に実施できるよう支援する。

(4) 適期に確実な駆除が実施できる労務体制の整備

- ア 市町村は、被害が広範にわたる場合や被害量が甚大な場合等には、被害発生地を地区割し、複数の事業体に分割発注するなど、適期に駆除できるように努める。
- イ 県現地機関は、市町村が適期に駆除できるよう支援する。
- ウ 県は、防除事業の適正な執行を図るため、松くい虫に関する研修会及び技術講習会を開催し、技術者等の養成に努める。

(5) 監視帯の設置による監視の強化

- ア 県は、地域の状況に精通した松くい虫等防除監視員を配置し、監視帯内及びその周辺区域における被害の早期発見に努め、被害の空白化を推進する。
- イ 市町村は、監視帯及びその周辺区域の被害を短期間に根絶するよう駆除に努める。
- ウ 県及び市町村は、潜在被害木の発見に有効な「ヤニ打ち調査」を実施し、特定した感染源を徹底駆除（山そうじ）することにより、監視帯の被害の空白化を図る。

エ 県は、必要に応じ監視帯の区域を見直すものとする。

(6) 被害先端地域から隣接未被害地域への被害拡大の防止

ア 被害先端地域から未被害地域への松くい虫被害の飛び込みに迅速に対応するため、隣接する未被害地域の一部を対策対象松林に指定する。

イ 隣接未被害地域については、適期・的確な除伐及び間伐の実施等により健全な松林の造成に努めるとともに、状況に応じ樹種転換を推進する。

(7) 松くい虫被害の県民への周知及び森林所有者等の防除活動への参画

ア 県及び市町村は、松くい虫被害の危険性と防除方法について、正しい理解が得られるよう広報活動を行う。また、被害の発生状況や防除対策に関する情報を積極的に提供し、森林所有者、地域住民等が防除活動に協力・参加する意識の高揚を図る。

イ 市町村は、被害の監視、連絡、防除を円滑に行えるようにするため、集落ごとに地域の状況に詳しい人に「連絡員」等を依頼するとともに、被害の発生、防除に対する関心を高めるため懇談会や研修会を実施する。

(8) マツ材の移動制限による被害拡大の防止

ア 県は、森林病虫害等防除法に基づく被害木（松くい虫付着丸太）の移動制限（被害木を駆除する目的で被害区域内を移動する場合を除く）及び被害木等駆除に係る命令を県告示により行う。また、関係者への周知、遵守の徹底を図る。

イ 市町村は、被害木の所有者等に対し、被害木を利用する場合には、期限内に薬剤くん蒸や破碎等の適切な処理をしなければ利用できないことを周知し徹底を図る。

ウ 県現地機関は、利用の申し出があった場合、適切な処理を行うよう指導する。

エ 県現地機関は、松くい虫等防除監視員による丸太集積場所等の監視を通年実施し、松くい虫付着丸太の移動に伴う被害の拡大防止を徹底する。

オ 県は、関係機関・団体に対し、アカマツ材が被害木でない場合であっても、被害地域から県北等の未被害地域に持ち込まれることがないよう協力を要請する。

(9) 「松くい虫対策としてのアカマツ伐採実施指針」（以下「伐採実施指針」という。）の遵守の徹底

県、市町村、関係機関・団体は、各事業体及び森林所有者に対し伐採実施指針の遵守指導を徹底する。

(10) 除伐及び間伐の的確な実施による適正な森林管理の促進

ア 県及び市町村は、松くい虫被害のまん延を防ぐため、除伐及び間伐を的確に実施し、健全なアカマツ林の造成を促進する。

イ 実施にあたっては、伐採木が感染源とならないよう伐採実施指針を遵守し適正に行うよう指導する。

(11) 被害木の利用の促進

ア 県は、被害木の利用による駆除を促進するため、森林病虫害等防除法に基づく被害木の移動制限に係る命令の対象から、被害木を駆除目的で被害区域内を移動する場合を除くものとする。

イ 森林所有者は、被害木を利用するときは、「松くい虫被害木等の利用駆除ガイドライン」を遵守する。

ウ 県や市町村は、防除事業において、被害木を駆除する場合、「松くい虫被害木等の利用 駆除ガイドライン」に基づく破砕、切削、熱処理による利用駆除を促進する。

(12) 樹種転換の促進

県及び市町村は、被害まん延地域の樹種転換を促進するため、関係機関に適切な助言及び指導を行うとともに、樹種転換の促進に資する措置一般を推進するものとする。

(13) 松くい虫被害抵抗性品種の普及

松くい虫被害に抵抗性の高い品種（アカマツ）の普及を図る。

(14) 有効な防除技術の定着促進

ア 県及び市町村は、被害木の発見に有効な技術の定着を図り、被害拡大の防止、被害地域における被害低減を図る。

イ 被害地域において、県及び市町村は、公益性や景観上重要な松林への被害伝播を防止するため、効果的な予防、駆除技術の適用に努め、重要松林の保全に努める。

(15) 被害防除対策推進のための関係機関との連携強化

ア 県の松くい虫被害対策は、国及び市町村並びに関係機関・団体及び森林所有者との綿密な連携のもとに総合的な防除対策として推進する。

イ 県は、松くい虫対策を円滑に推進するため、県庁内及び県現地機関内に「森林病虫害（松くい虫）被害対策推進協議会」等を設置する。

ウ 被害拡大を防止するため、県は、未被害市町村に対しても被害及び防除対策の実施状況を情報提供するとともに予防対策等の強化を図る。

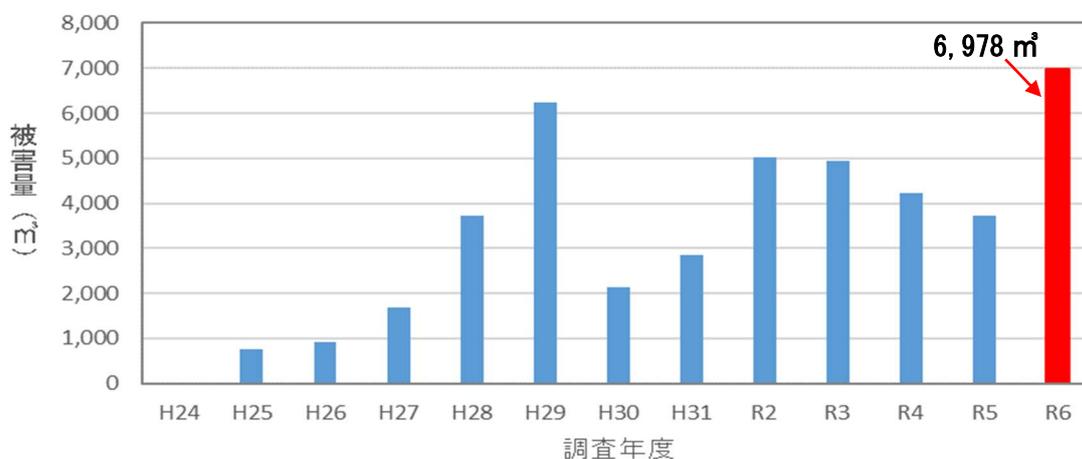
エ 県、県現地機関及び市町村は、松くい虫防除の実施について、隣接する県、広域振興局及び市町村との連携の強化を図る。

岩手県のナラ枯れ被害の現状と対策

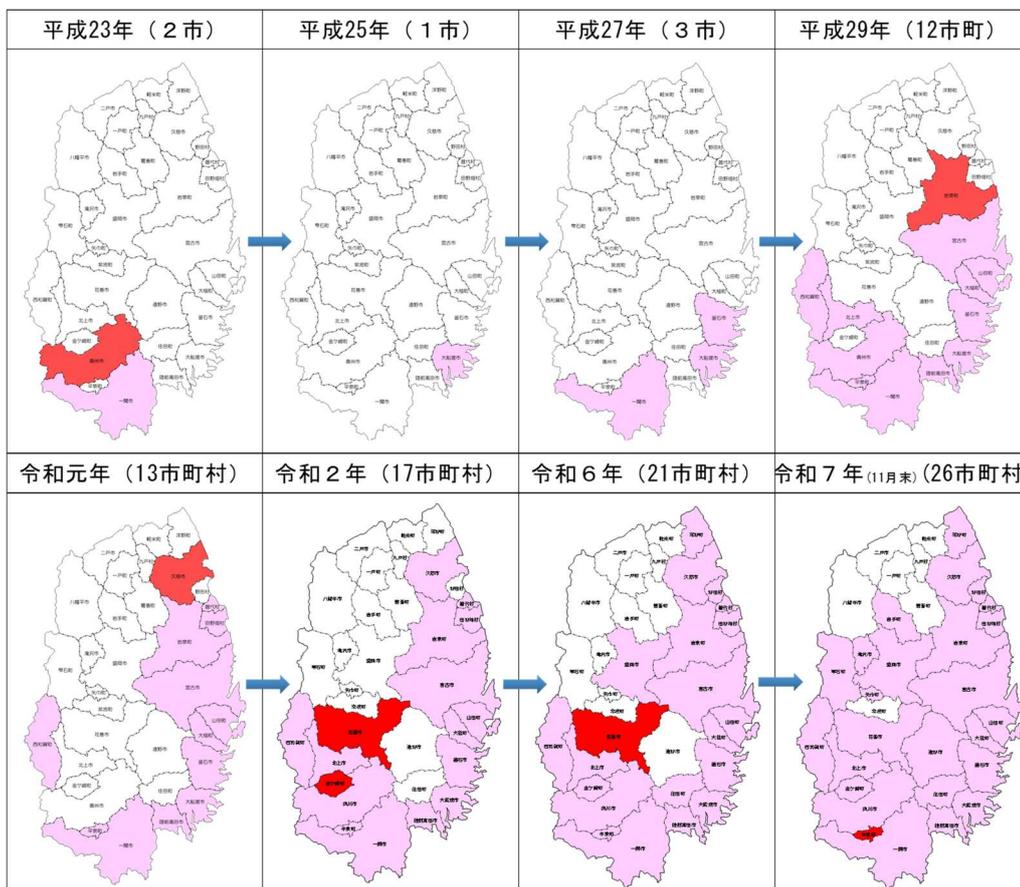
1 岩手県のナラ枯れ被害の現状

- (1) 令和6年度の県内民有林のナラ枯れ被害量は6,978 m³となり、前年度から87%増加。平成29年の6,231 m³を超え、過去最高の被害量。
- (2) 令和7年10月末時点の県内民有林ナラ枯れ被害量は7,905 m³で、既に令和6年度の年間被害量を超過。
- (3) 令和7年11月には、花巻市、遠野市、滝沢市、雫石町、岩手町及び矢巾町の6市町で新たに被害を確認し、11月末時点の被害発生市町村は国有林を含め、前年の21市町村から26市町村に増加。

【岩手県民有林のナラ枯れ被害量の推移】



【岩手県のナラ枯れ被害発生市町村の推移】 (■で示す市町村は国有林のみの被害)



※ 市町村数は令和7年度の区分による

2 課題

- (1) 本県の私有林面積の約半分は広葉樹であり、特に、ナラ類はしいたけや木炭用の原木、家具やフローリング等の製材品等に幅広く利用されているため、ナラ枯れ被害の拡大によってこれら用途への影響が懸念。
- (2) ナラ枯れは被害拡大のスピードが速い^{※1}ため、微害地^{※2}では徹底駆除することが重要。
 - ※1 H28年度（釜石市→宮古市）及びH29年度（宮古市→岩泉町）の被害の拡大距離は30km前後
 - ※2 微害地：ha 当り、1～10 本程度の被害が発生した森林
- (3) 中・激害地^{※3}では、ナラ林を伐採して若い森林への更新を進めるとともに、伐採された木材をチップ等に活用する利用駆除の促進が必要。
 - ※3 中・激害地：ha 当り、10本程度以上の被害が発生した森林
- (4) 枯死経過木（枯死してから長期間経過した立木）は、倒木被害による人身被害や施設損壊や森林環境等への影響が懸念されるため、除去が必要。

3 令和7年度の対応状況

- (1) 微害地（被害先端地域）では、監視体制を強化するとともに、国庫補助事業予算を優先配分するなど徹底駆除を促進。
- (2) 中・激害地（被害まん延地域）では、森林の公益的な機能の回復を目的とした森林整備（伐採）を行い、被害を受けにくい若い森林への更新を促進。
- (3) 国庫や県単業を活用したナラ枯れ防除対策の推進。
 - ア 国の森林整備事業「更新伐」
 - ナラ林の整備（伐採）を支援し、被害を受けにくい若い森林への更新を促進。
 - イ いわたの森林づくり県民税「いわて環境の森整備事業（ナラ林健全化）」
 - ナラ枯れ被害を受けやすい大径木の伐採・利用を支援し、被害を受けにくい若い森林への更新を促進。
 - ウ いわたの森林づくり県民税「いわて環境の森整備事業（枯死木除去）」
 - ナラ枯れ被害による枯死経過木等を除去し、森林環境の保全を推進。
- (4) 毎年9月を県内一斉調査期間と定め、地上調査及び防災ヘリやドローンによる空中探査を行うなど、市町村と連携して監視を強化。
- (5) 岩手県内でのナラ枯れ防除を適切に実施するため、岩手県松くい虫等防除技術講習会を開催し、ナラ枯れ防除対策に係る専門的な知識や技術を有する者を養成。（新規講習会9月16、17日 更新講習会11月14日）
- (6) 「北東北3県森林病虫害等業務連絡会議」において、東北森林管理局と北東北3県の防除対策の連携を促進。（秋田県開催予定）
- (7) 「青森・岩手県境松くい虫等被害対策連絡会」において、県境付近の飛び火的な被害への対策について連携を促進。（青森県開催予定）

〔参考1〕 民有林における市町村毎の年度別被害量

ゴシック体は前年度より被害量が増加した市町村（単位：m³）

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R6 (10月末)	R7 (10月末)	R7/R6 比 (10月末)	駆除量	
																		R6	R7 (春駆除)
盛岡市														21	-	-	-	21	-
北上市	-	-	-	-	-	-	16	-	-	1	65	15	61	426	78	52	67%	55	7
西和賀町	-	-	-	-	-	12	295	95	85	362	389	187	67	938	937	230	25%	30	6
奥州市	-	-	-	-	-	-	11	4	-	42	29	41	51	203	203	319	157%	-	-
金ケ崎町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	9	9	9	100%	8	-
一関市	6	-	-	-	2	105	1,013	108	42	197	407	450	294	368	318	42	13%	88	22
平泉町	-	-	-	-	-	8	17	18	29	32	48	64	28	11	10	-	皆減	10	6
大船渡市	-	-	758	900	1,614	2,665	1,656	238	407	647	402	265	358	491	436	409	94%	121	6
陸前高田市	-	-	-	-	-	8	873	32	460	391	127	135	205	298	298	174	58%	38	17
住田町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	3	32	32	148	463%	32	-
釜石市	-	-	-	13	76	513	196	262	439	555	215	195	264	575	575	248	43%	18	5
大槌町	-	-	-	-	-	64	131	71	228	335	60	89	46	152	152	296	195%	32	10
宮古市	-	-	-	-	-	202	1,339	732	673	1,488	1,094	1,133	267	1,394	1,394	3,372	242%	52	21
山田町	-	-	-	-	-	149	684	570	277	394	68	74	44	121	121	270	223%	27	12
岩泉町	-	-	-	-	-	-	-	-	14	183	1,007	562	393	330	300	895	298%	29	6
田野畑村	-	-	-	-	-	-	-	15	190	329	439	577	459	408	359	650	181%	73	14
久慈市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	71	160	794	164	140	168	120%	452	39
洋野町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	52	502	262	474	181%	263	69
野田村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35	93	179	324	164	143	87%	110	142
普代村	-	-	-	-	-	-	-	-	10	51	491	194	159	211	52	6	12%	46	12
合計	6	0	758	913	1,692	3,726	6,231	2,145	2,854	5,021	4,950	4,235	3,731	6,978	5,840	7,905	135%	1,505	394
民有林の被害市町村数	1	0	1	2	3	9	11	11	12	15	17	17	19	20					
国有林を含めた被害市町村数	2	1	1	2	3	9	12	12	13	17	18	18	19	21					
国有林だけの被害市町村	奥州市	奥州市						岩泉町	岩泉町	久慈市	花巻市 金ケ崎町	金ケ崎町	金ケ崎町		花巻市				

※ 市町村単独事業による駆除量は含まない

令和8年度 ナラ枯れ被害対策実施方針（案）について

1 目的

県は前年度のナラ枯れ被害状況を踏まえ、効果的な防除対策を推進するため、被害状況に応じた具体的な実施方針を定めるもの。

2 目標

- (1) 未被害地域への被害の拡大を阻止する。
- (2) 被害木を含むナラ林のチップ等への利用を促進し、被害を受けにくい広葉樹林への若返りを図る。

3 重点事項

- (1) 市町村との連携による被害木の早期発見と駆除の徹底
- (2) 被害状況に応じた総合的な被害対策の実施
- (3) 関係機関との情報及び防除方針の共有
- (4) 適期に駆除を行うための労務体制の整備
- (5) 伐採更新によるナラ林の若返り
- (6) ナラ類の利用、移動に伴う被害拡大の防止
- (7) 公益性の高いナラ林の保全

4 具体的な実施方法

(1) 市町村との連携による被害木の早期発見と駆除の徹底

ア 県は、ヘリやドローンによる被害木の航空調査や松くい虫等防除監視員による地上調査、被害木の移動監視等により、別表に基づく微害地（以下「微害地」という。）を中心とした被害木の早期発見を推進する。

イ 県及び市町村は、微害地においてナラ枯れ被害木の早期駆除に努める。

(2) 被害状況に応じた総合的な被害対策の実施

ア 県及び市町村は、現地調査等を行い、被害状況を把握する。

イ 被害状況に応じた防除方針は別表のとおりとする。

ウ 県及び市町村は、被害状況を踏まえ、防除方針に基づき、防除対策を実施する。

(3) 関係機関との情報及び防除方針の共有

ア 県及び市町村は、地元森林管理署等と双方の被害状況を共有する。

イ ナラ枯れ被害が民有林と国有林の双方で発生した際には、被害木の駆除方法及び今後の防除方針について協議し、効果的な防除対策の実施に努める。

ウ 県は、新たな被害市町村が確認された際は、隣接する市町村に対し、速やかに被害情報を提供するとともに、監視の強化や今後の防除対策について市町村と検討する。

エ 県は隣県の被害状況を把握し、関係機関に情報提供する。

(4) 適期に駆除を行うための労務体制の整備

ア 県及び市町村は被害木の駆除や予防対策に必要な労務を把握し、これを適期に実施できるよう、労務体制の整備に努める。

イ 県は林業事業者等に対し、必要に応じて、被害木の駆除や予防対策に係る技術指導を行う。

(5) 伐採更新によるナラ林の若返り

県及び市町村は、ナラ林の伐採による若返りを促進するため、ナラ林の伐採による防除上の有効性及び関係する補助事業について周知する。

(6) ナラ類の利用・移動に伴う被害拡大の防止

県は、ナラ類の利用と移動に伴う人為的な被害拡大を防止するため、「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」について、素材生産業者等に周知する。

(7) 公益性の高いナラ林の保全

県及び市町村は、保安林や景勝地等の公益性の高いナラ林を、ナラ枯れ被害から保全する必要がある場合は、予防措置を行うとともに、周辺のナラ林において駆除及び誘引捕殺、伐採によるナラ林の更新等を行い被害の拡大防止に努める。

別表

被害状況	防除対策	留意事項
【隣接地域】 前年又は当年の被害木から半径2 kmを超え、30 km以内の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢なナラ林を中心に利用を促進し、ナラ枯れ被害に強い森づくりを推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最新の被害状況を現地の広域振興局林務担当部又は農林振興センター林務担当課に確認すること。
【被害地域】 前年又は当年の被害木から半径2 km以内の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 微害地^{※1}においては、全量駆除を基本とする。 ・ 中・激害地^{※2}においては、森林の公益的な機能の回復を目的とした森林整備（伐採）を行う。 また、カシノナガキクイムシの生息密度を低下させる観点から、状況に応じて、誘引捕殺や駆除を行う。 ・ チップとしての利用が可能なナラ林については、被害木を含めて利用を図り、被害駆除とともにナラ枯れ被害に強い森づくりを推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ナラ林の伐採にあたっては、「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」を遵守すること。

※1 微害地：ha 当り、1～10 本程度の被害が発生した森林

※2 中・激害地：ha 当り、10 本程度以上の被害が発生した森林

(ナラ枯れ被害対策マニュアル (H24.3 一般社団法人日本森林技術協会) より抜粋)

参考資料目次

- 1 岩手県森林病虫害被害対策推進協議会設置要領 【参考資料 1】
- 2 松くい虫被害対策としてのアカマツ伐採実施指針 【参考資料 2】
- 3 松くい虫被害材の移動制限（岩手県告示第 201 号）【参考資料 3】
- 4 ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン 【参考資料 4】

岩手県森林病虫害被害対策推進協議会設置要領

(昭和 61 年 9 月 1 日付森造第 511 号)

(最終改正 令和 5 年 12 月 26 日付森整第 610 号)

(設置)

第 1 森林病虫害被害対策の適正かつ円滑な推進を図るため、「岩手県森林病虫害被害対策推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第 2 協議会は、県が森林病虫害被害対策を推進するにあたり、次に掲げる事項について意見聴取する。

(1) 松くい虫被害対策に関する事項

- ア 防除実施基準に関すること
- イ 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林に関すること
- ウ 樹種転換促進指針に関すること
- エ 地区防除指針に関すること
- オ 特別防除に関すること
- カ 被害対策実施方針に関すること
- キ その他必要な事項

(2) ナラ枯れ被害対策に関する事項

- ア 被害対策実施方針に関すること
- イ その他必要な事項

(3) その他森林病虫害被害対策に関する事項

(組織)

第 3 協議会は、学識経験者、関係団体及び行政機関等のうち、農林水産部長が協議会の運営に必要と認め就任を依頼し、これを承諾した者(以下「構成員」という。)により構成する。

(会長)

第 4 協議会に会長及び副会長を置き、構成員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は会務を総括し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 協議会は、必要に応じて森林整備課総括課長が招集する。

- 2 協議会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会長は、必要に応じ構成員以外の者を参考人として出席を求め、意見を述べさせることができる。

(構成員の任期)

第 6 構成員の任期は就任の日から 2 年以内とし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第 7 協議会の庶務は、農林水産部森林整備課において処理する。

(その他)

第8 この要領の定めるほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は昭和61年9月1日から施行する。

附 則

この要領は平成12年3月10日から施行する。

附 則

この要領は平成13年2月13日から施行する。

附 則

この要領は平成13年7月11日から施行する。

附 則

この要領は平成14年2月1日から施行する。

附 則

この要領は平成14年3月6日から施行する。

附 則

この要領は平成14年12月24日から施行する。

附 則

この要領は平成15年12月5日から施行する。

附 則

この要領は平成16年2月20日から施行する。

附 則

この要領は平成16年5月7日から施行する。

附 則

この要領は平成18年2月7日から施行する。

附 則

この要領は平成18年3月30日から施行する。

附 則

この要領は平成18年12月20日から施行する。

附 則

この要領は平成19年4月24日から施行する。

附 則

この要領は平成20年5月7日から施行する。

附 則

この要領は平成22年7月30日から施行する。

附 則

この要領は平成22年12月20日から施行する。

附 則

この要領は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成25年12月12日から施行する。

附 則

この要領は平成26年12月10日から施行する。

附 則

この要領は平成28年1月18日から施行する。

附 則

この要領は平成28年12月9日から施行する。

附 則

この要領は平成30年1月23日から施行する。

附 則

この要領は平成31年1月10日から施行する。

附 則

この要領は令和2年12月15日から施行する。

附 則

この要領は令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要領は令和5年12月26日から施行する。

松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針

(平成 21 年 4 月 16 日森整第 65 号)
 (改正 平成 22 年 3 月 17 日森整第 970 号)
 (改正 平成 23 年 2 月 18 日森整第 842 号)
 (改正 平成 24 年 4 月 13 日森整第 52 号)
 (改正 平成 26 年 2 月 20 日森整第 768 号)
 (改正 平成 27 年 3 月 3 日森整第 799 号)
 (改正 令和5年2月 27 日森整第 745 号)

1 趣 旨

松くい虫被害の拡大防止を図り、健全なアカマツ林を造成するため、「岩手県松くい虫被害対策推進大綱」による総合的な被害対策を推進するとともに、この指針に基づき、アカマツ林の除間伐及び主伐並びに土木工事等におけるアカマツ支障木伐採等の適正な伐採施業について指導するものである。

2 地域区分

松くい虫被害（マツ材線虫病）の発生状況及びマツノマダラカミキリの生息分布状況を勘案し、次のとおり地域区分を行う。

地域名	指 定 要 件	地 域 の 範 囲
被害地域	松くい虫被害（マツ材線虫病）が継続して発生している地域。 ただし、標高おおむね 500m 以上を除くものとする。	盛岡市、滝沢市、矢巾町、紫波町、花巻市、北上市、奥州市、金ケ崎町、一関市、平泉町、大船渡市、陸前高田市、住田町、遠野市
周辺地域	被害地域に接する地域で、マツノマダラカミキリの生息が確認されるなど警戒を要する地域。 ただし、標高おおむね 500m 以上を除くものとする。	
その他の地域	上記以外の地域。	上記以外の市町村

3 施業指針

地域区分別の施業指針は、次のとおりとする。

なお、この指針は主伐と生産間伐を基本としている。切り捨てした除間伐木については、本表の残材と同じ処理をする。

地域区分	伐採時期	処 理 方 法			備 考
		造材丸太	残 材	枝 条	
被害地域 及び 周辺地域	4月 ～5月	6月に入る前に林外へ搬出すること。	剥皮、焼却、林外搬出処分、薬剤散布又は破砕すること。	焼却、林外搬出処分、薬剤散布又は破砕すること。 ただし、最大径 3cm 以下のものは放置してもよい。	薬剤散布はなるべく避け、散布する場合は県の指導を受けること。 破砕は、チップパーにより行い、厚さ 15mm 以下とすること。
	6月 ～9月	伐採を避けること。 やむを得ず伐採する場合は、所管する広域振興局林務部、農林部又は農林振興センターの指示を受けること。			6月～9月に新しい皮付丸太を放置すると、松くい虫の繁殖源、感染源となる。
	10月 ～11月	通常の施業でよい。	最大径 20cm 以上のものは、1m 以下に玉切って乾燥しやすいように残置すること。	放置してもよい。	「マツ伐倒時期安全確認調査」を実施した場所においては、安全が確認された時期、方法に従って施業すること。（調査方法は別紙のとおり）
	12月 ～1月	通常の施業でよい。	1m 以下に玉切って乾燥しやすいように残置すること。	左に同じ。 ただし、最大径 3cm 以下のものは放置してもよい。	
	2月 ～3月	通常の施業でよい。	剥皮、焼却、林外搬出処分、薬剤散布又は破砕すること。	左に同じ。 ただし、最大径 3cm 以下のものは放置してもよい。	
その他の地域		通常の施業でよい。	左に同じ。	左に同じ。	

4 その他

- (1) 被害地域及び周辺地域の標高おおむね 500m 以上の林分であっても、マツノマダラカミキリの生息している林分と近接している場合は、標高おおむね 500m 未満の地域に準じる。
- (2) 被害地域及び周辺地域においては、被圧木、衰弱木枯損枝、暴風雪その他の原因による枯損木は、速やかに処理する。
- (3) 被害地域及び周辺地域においては、隣接林分（おおむね 200m 以内）の連年施業は避けること。
- (4) クロマツについても本指針に準じて施業する。
- (5) この指針により難しい場合には、別添の「マツ伐倒時期安全確認調査方法書」による調査結果によって施業すること。

マツ伐倒時期安全確認調査方法書

1 目的

最近、アカマツの除間伐木や主伐残材あるいは、被害枯損木が松くい虫被害の増殖、感染源となっていることが明らかにされた。

このため、「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」に基づいて施業の指導を進めるとともに、地域の立地環境により、伐採時期、施業方法を弾力的に運用するため、本調査を実施する。

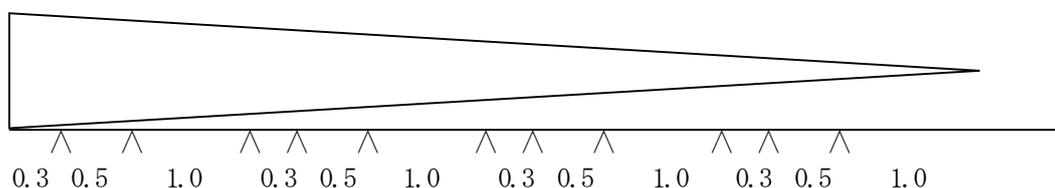
なお、この調査の結果は、当面、調査場所にのみ適用するものとする。

2 調査方法

(1) 10月～翌年5月までの各月の20日に供試木2本を伐倒し、各々1.0、0.5、0.3mに玉切り、林内に放置する。

(2) 翌年10月に各供試丸太に対するマツノマダラカミキリの寄生状況を調査する。

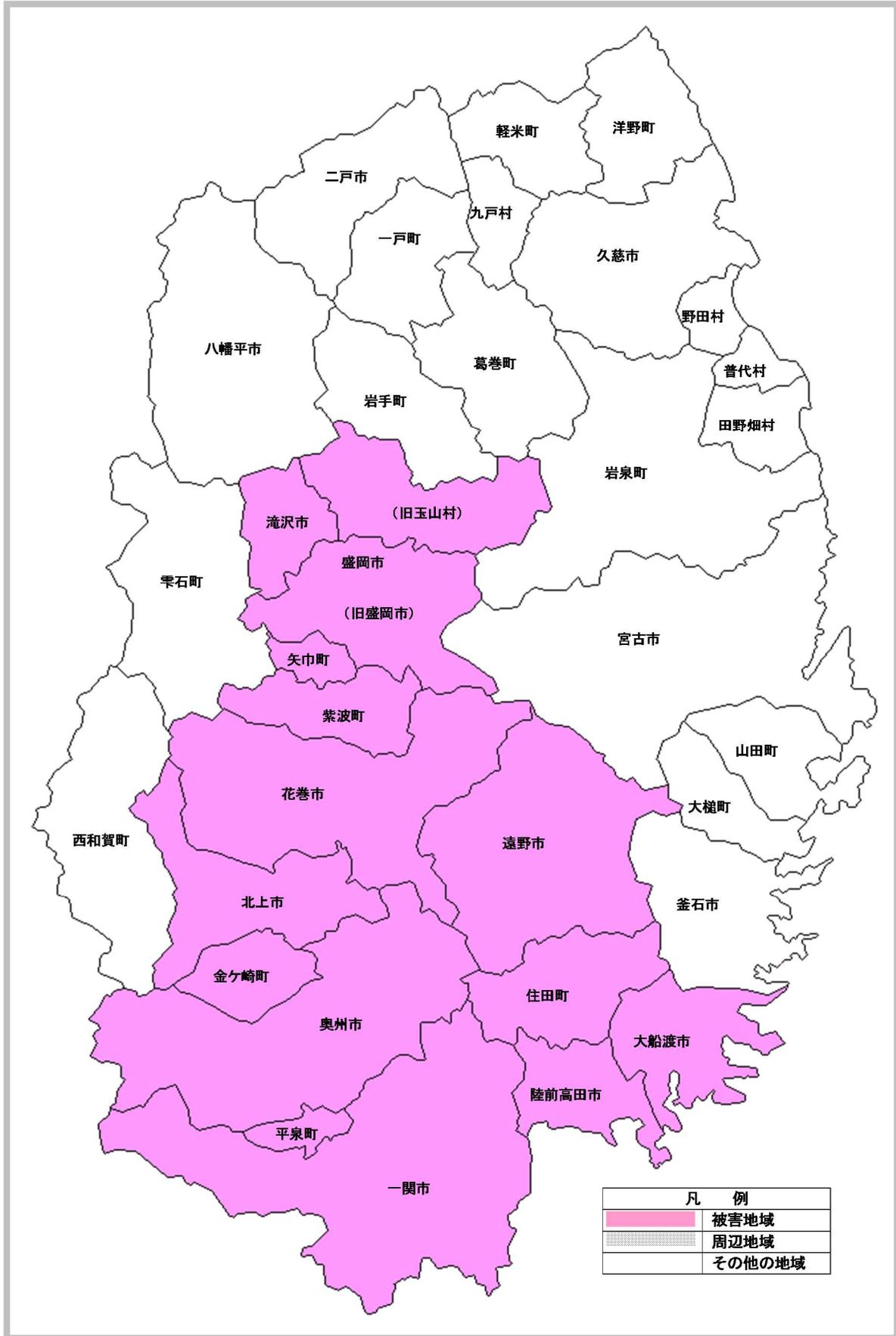
(3) 供試木の玉切り方法は、次のとおりとする。



時期別伐倒木調査とりまとめ表

地方振興局名						担当者名								
林況・地況	所在地					事業区、林小班								
	樹種	林齢	年		平均胸高直径	cm	平均樹高	m						
	方位	標高	m		備考									
調 査 結 果														
伐倒年月日	供試木の胸高直径	1.0m 材				0.5m 材				0.3m 材				
		供試本数	マツノマダラカミキリ寄生密度本数				供試本数	マツノマダラカミキリ寄生密度本数				供試本数	マツノマダラカミキリ寄生密度本数	
		0	+	++	+++	0	+	++	+++	0	+	++	+++	
年月日	No.1 No.2 計													
年月日	No.1 No.2 計													
年月日	No.1 No.2 計													
0 寄生なし + 1匹 ++ 2～5匹 +++ 6匹以上		供試丸太1本当たりの幼虫、あるいは材入孔数				注) 1 判定は「マツノマダラカミキリ判定の手引」を利用。 2 カラフトとマダラは判別不能なので、区別しなくてもよい。 (林業技術センターで飼育して判定する) 3 寄生密度の判定は、概略で良い。(全面剥皮の必要はない)								

松くい虫対策としてのアカマツ伐採実施指針付属図



岩手県告示第201号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる命令をしようとするので、その区域等を次のとおり公表する。

令和7年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

1(1) 区域及び期間

ア 区域 盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、奥州市、滝沢市、紫波郡紫波町、同郡矢巾町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町及び気仙郡住田町

イ 期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(2) 森林病虫害等の種類 松くい虫

(3) 行うべき措置の内容

ア 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布し、当該樹木を伐倒して薬剤によりくん蒸し、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

イ 松の伐採跡地であって、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布し、又は当該根株をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

ウ 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木に薬剤を散布し、当該伐採木を薬剤によりくん蒸し、又は当該伐採木をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

(4) 命令をしようとする理由 (1)アに定める区域の特定森林において松くい虫の被害が発生しており、(3)に定める措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、(1)アに定める区域及びその周辺の特定森林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

(5) その他

ア (3)に定める措置のうち、薬剤を散布する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

イ (3)に定める措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、別に定める実施届により(3)に定める樹木、伐採跡地又は伐採木の所在する区域を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）にその旨を届け出なければならない。ただし、ウにより申請書を提出する場合は、この限りでない。

ウ (3)に定める措置に伴う損失補償を受けようとする者は、当該措置を行った後速やかに、別に定める申請書を局長に提出するものとし、その提出があったときは、局長は、当該申請者が(3)に定める措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

エ 局長は、(3)に定める樹木、伐採跡地又は伐採木を所有し、又は管理する者が、(1)イに定める期間内に(3)に定める措置を行わないとき、行ったが十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を自ら行うことができる。

オ 局長は、エの措置を行った場合において、その費用の額が、(3)に定める措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

2(1) 区域及び期間

ア 区域 盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、奥州市、滝沢市、紫波郡紫波町、同郡矢巾町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町及び気仙郡住田町

イ 期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(2) 森林病害虫等の種類 松くい虫

(3) 行うべき措置の内容 (1)アに定める区域に存する松くい虫が付着している伐採木は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。ただし、松くい虫を駆除する目的で区域内を移動する場合は、この限りでない。

(4) 命令をしようとする理由 (1)アに定める区域の特定森林において松くい虫の被害が発生しており、(3)に定める措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、(1)アに定める区域及びその周辺の特定森林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

令和 8 年 1 月 23 日改訂

ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン

— 岩手県農林水産部森林整備課 —

森林所有者並びに素材生産業者の皆様へ

ナラ枯れ被害拡大中！被害にあう前に、積極的にナラ類を伐採利用しましょう！

- ・ ナラ枯れ被害は林齢が高いほどリスクが高いとされています。
- ・ ナラ類を伐採し森林を更新することは、被害拡大防止にも役立ちます。
- ・ ただし、被害地域からの材の移動による未被害地域への被害拡大には注意が必要ですので、このガイドラインで示す**3つの事項を遵守**いただくようご協力願います。

《ガイドラインのねらい》

このガイドラインは、**被害地域内**でナラ類（ミズナラ、コナラ、クリ、クヌギ、カシワ）を伐採する際の**時期**と被害材の**移動**について注意点を定めたものであり、被害地域以外では通常の施業で構いません。

被害地域（前年又は当年の被害木から 2 km の範囲）は刻々と変化しますので、（詳細については、広域振興局・農林振興センター、市町村林業担当課で確認してください。）

1 被害地域では、6月から9月の間は、ナラ類を伐採しない。

【なぜ？】

- ・ 6月から9月の間は、カシノナガキクイムシが被害木から大量に羽化・脱出する期間です。
- ・ 健全木を伐採するとカシノナガキクイムシを誘引し、周辺で被害が拡大します。

補足 1

やむを得ずこの期間に伐採する場合は、**伐採前に**所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課に相談願います。

2 被害地域で伐採した丸太等を未被害地域へ移動しない。

【なぜ？】

- ・カシノナガキクイムシが寄生した被害木が混入しているおそれがあり、移動先でカシノナガキクイムシが羽化し、周辺に新たな被害が発生する危険性があります。

補足1

ただし、チップや燃料として利用する場合であって、直近の**6月20日までに破砕や焼却等の処理**を行う場合は、次の手続により移動して構いません。

- ・「ナラ枯れ被害材等の移動と処理期限に関する**通知書**」（以下「通知書」という。）を販売及び譲渡する相手先を通じて、**チップや燃料として利用する相手方に確実に通知**し、本ガイドラインに示す処理期限と処理方法を徹底願います。
- ・この通知書は伐採地所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課（以下「振興局等」）にも**コピーを提出**して下さい。
- ・通知書を受領した振興局等は、**チップや燃料として利用する相手方所在先の振興局等**に対して**情報提供**し、**巡視活動の参考**とします。

【なぜ？】

- ・6月下旬からカシノナガキクイムシが羽化・脱出し、移動先で被害が発生する恐れがあります。
- ・厚さ10mm以下に破砕（チップ化等）又は焼却（炭化を含む）することでカシノナガキクイムシを駆除することができます。

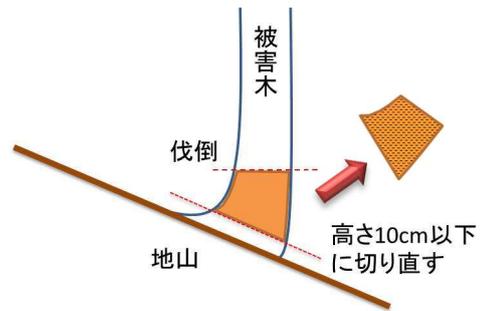
補足2

被害地域であっても、**単木的に健全木のみ**搬出可能な場合などは、健全木であることを**確認のうえ**で、直近の**6月20日までに未被害地域へ移動することが可能**ですが、健全木かどうかの確認については、**伐採前に所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課**にご相談下さい。

- しお
- ## 3 葉が萎れ枯死している、根元に木くずが堆積しているなど、ナラ枯れ被害木のおそれのあるナラ類を伐採した場合は、伐倒後に切り株の高さが10cm以下となるよう切り直し、切り取った部分は薬剤くん蒸や破砕、焼却等により処理してください。

【なぜ？】

・カシノナガキクイムシは根元部分に多数寄生しているため、駆除する必要があります。



【ナラ枯れ被害とは？】

「カシノナガキクイムシ」が運ぶ「ナラ菌」（病原菌）によって、ナラ類が枯死する流行病です。



カシノナガキクイムシ
右：メス 左：オス
体長は5mm程度



ナラ菌
写真提供：国立研究開発法人森林総合研究所関西支所

【被害の特徴は？】



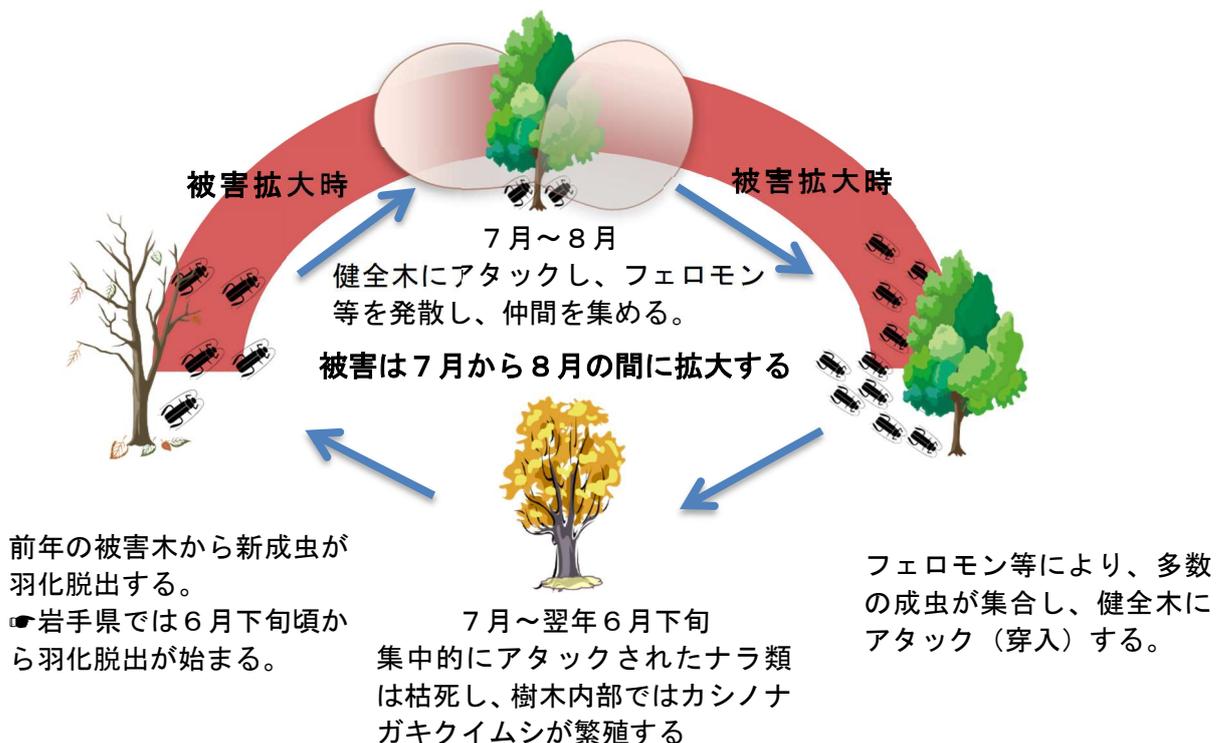
夏に葉が一斉にしおれる



根元には大量の木くずが堆積



幹には2mm程度の穴が多数



岩手県ナラ枯れ被害材等の移動と処理期限に関する通知書

年 月 日

様

住所：

(Tel — —)

住所：

氏名又は名称：

(Tel — —)

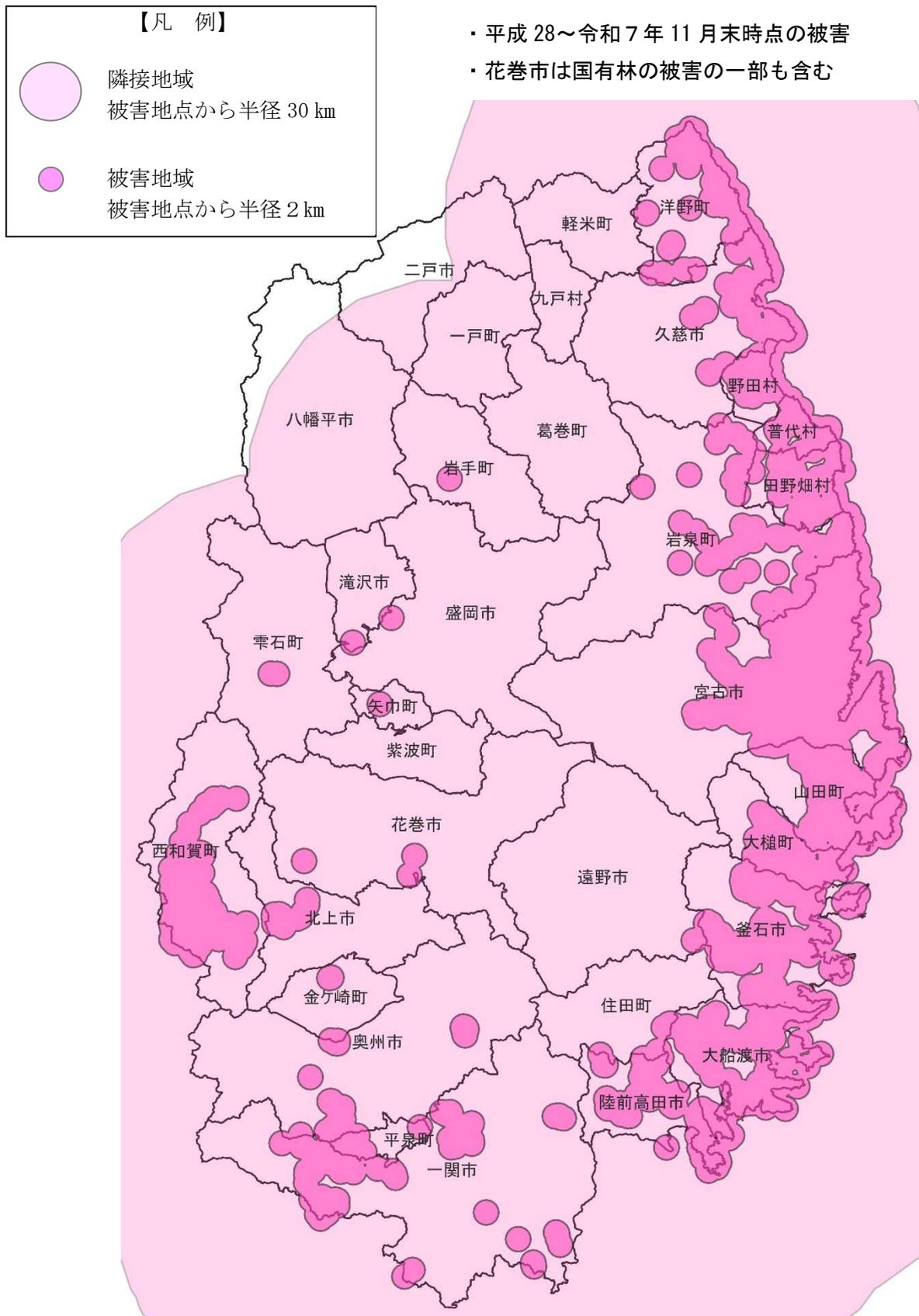
この木材には、ナラ枯れ被害材が混入しているおそれがありますので、「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」に基づき、次のとおり通知します。

- 1 処理期限 年 6 月 20 日まで(カシノナガキクイムシの羽化脱出前)
- 2 処理方法 ナラ枯れの被害木が混入又は混入しているおそれがあります。適正な処理を行わないと、周辺にナラ枯れ被害が拡大する恐れがありますので、処理期限までに、厚さ 10mm 以下に破砕（チップ化）又は焼却（炭化を含む）してください。

【注意】

- ・通知先に「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」の写しを渡し、確実な処理を依頼してください。（ガイドラインは岩手県のホームページから入手できます。）
- ・通知書のコピーを伐採地所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課にも提出して下さい。（受領した通知書は巡視活動の参考とします。）

ナラ枯れ被害発生箇所 位置図



この区域図は令和 7 年 11 月末現在のもので、状況が変化している場合がありますので、詳細等は現地の広域振興局・農林振興センター林務担当課にお問合せください。

広域振興局・農林振興センター 一覧

窓 口	電話番号 (FAX番号)	住 所
盛岡広域振興局林務部 林業振興課	019-629-6613 (019-629-6624)	〒020-0023 盛岡市内丸11-1
県南広域振興局林務部 林業振興課	0197-22-2871 (0197-22-6194)	〒023-0053 奥州市水沢区大手町1-2
県南広域振興局農政部 花巻農林振興センター 林業振興課	0198-22-4932 (0198-22-6714)	〒025-0075 花巻市花城町1-41
県南広域振興局農政部 遠野農林振興センター林務課	0198-62-9933 (0198-62-9899)	〒028-0525 遠野市六日町1-22
県南広域振興局農政部 一関農林振興センター 林業振興課	0191-26-1893 (0191-26-1875)	〒021-8503 一関市竹山町7-5
沿岸広域振興局農林部 農林調整課	0193-25-2704 (0193-27-2843)	〒026-0043 釜石市新町6-50
沿岸広域振興局農林部 宮古農林振興センター林務室 林業振興課	0193-64-2215 (0193-64-4594)	〒027-0072 宮古市五月町1-20
沿岸広域振興局農林部 宮古農林振興センター林務室 岩泉林務出張所	0194-22-3113 (0194-22-5173)	〒027-0501 岩泉町岩泉字松橋 24-3
沿岸広域振興局農林部 大船渡農林振興センター 林業振興課	0192-27-9914 (0192-27-8543)	〒022-8502 大船渡市猪川町字前田6-1
県北広域振興局林務部 林業振興課	0194-53-4984 (0194-53-2304)	〒028-8042 久慈市八日町1-1
県北広域振興局農政部 二戸農林振興センター林務室 林業振興課	0195-23-9204 (0195-25-5652)	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3